

平成18年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第4号

平成18年6月19日(月曜日)

議事日程第4号

平成18年6月19日(月曜日)

午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	笠原	幸江君	4番	渡辺	重雄君
5番	中村	実君	6番	平野	久樹君
7番	五十嵐	哲夫君	8番	田原	実君
10番	松尾	徹郎君	11番	保坂	良一君
12番	高澤	公君	13番	倉又	稔君
14番	久保田	長門君	15番	大滝	豊君
16番	斉藤	伸一君	17番	伊藤	文博君
18番	伊井澤	一郎君	19番	鈴木	文勢子君
20番	猪又	好郎君	21番	古畑	浩一君
22番	五十嵐	健一郎君	23番	山田	悟君
24番	池亀	宇太郎君	25番	大矢	弘君
26番	畑野	久一君	27番	野本	信行君
28番	関原	一郎君	29番	新保	峰孝君
30番	松田	昇君			

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米田	徹	君	助	役	栗林	雅博	君
収入	役	倉又	孝好	君	総務企画部長		野本	忠一郎	君
市民生活部長		小林	清吾	君	建設産業部長		渡辺	和夫	君
総務企画部次長		本間	政一	君	企画財政課長		織田	義夫	君
総務課長									
能生事務所長		小林	忠	君	青海事務所長		山崎	利行	君
市民課長		田上	正一	君	福祉事務所長		小掠	裕樹	君
市民生活部次長		荻野	修	君	商工観光課長		田鹿	茂樹	君
健康増進課長									
農林水産課長		早水	隆	君	建設課長		神喰	重信	君
新幹線推進課長		田村	邦夫	君	ガス水道局長		松沢	忠一	君
消防長		吉岡	隆行	君	教育長		小松	敏彦	君
教育委員会教育総務課長		黒坂	系夫	君	教育委員会学校教育課長		月岡	茂久	君
教育委員会教育次長									
生涯学習課長					教育委員会文化振興課長				
中央公民館長兼務		山岸	洋一	君	歴史民俗資料館長兼務		山岸	欽也	君
市民図書館長兼務					長者ヶ原考古館長兼務				
勤労青少年ホーム館長兼務									
監査委員事務局長		広川	亘	君					

+

+

事務局出席職員

局	長	斉藤	隆嗣	君	次	長	小林	武夫	君
主	査	松木	靖	君					

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

## 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、4番、渡辺重雄議員、16番、斉藤伸一議員を指名いたします。

〔「議事進行」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又 稔議員。

13番（倉又 稔君）

議事進行をお願いします。

当定例会初日に、議会運営委員長より議会運営委員会の決定事項として、今定例会より本会議を除き各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会におけるクールビズ対応について上着、ネクタイ等の着用は自由との報告を異議なく承認し、議会が開催されてきましたが、このところの暑さに閉口しております。そこで、本会議におきましても議長の判断により、上着の着用は自由とできるようにお願いいたします。

以上です。

議長（松尾徹郎君）

ただいま倉又議員から、会議中、上着の着用について自由とされたいという要望がありました。

効率的な議会運営上、必要なことと考えますので、本定例会の会議では議員、説明員ともに上着の着用については自由といたしますので、よろしくようお願いいたします。

## 日程第2．一般質問

議長（松尾徹郎君）

日程第2、一般質問を行います。

16日に引き続き通告順に発言を許します。

畑野久一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。〔26番 畑野久一君登壇〕

26番（畑野久一君）

おはようございます。

事前に提出いたしました一般質問通告書に基づきまして、私はこの機会に、1、地方公務員のあり方について、2、上越市直江津地区の中高一貫校開設に伴う対応について、3、糸魚川労働基準監督署存続への取り組みについての3点、米田市長の考えをお聞きいたします。

ご承知のとおり総務省が地方公務員について分権時代に対応するとともに、地域の民間給与の状況をよりの確に反映するため、平成16年10月に設置した地方公務員制度のあり方に関する研究会の最終報告書が、今年3月まとめられました。

それによりますと、昨今、地方公務員の給与制度などに対し批判されている背景として、民間給与と比べ中高年層の処遇や画一的、年功的な給与制度と運用が温存されている。給与決定制度や人事委員会勧告に対する信頼不足。

一部自治体における不適切、あるいは不明朗な給与制度運用が存在している。

地方公務員によるサービスと住民の負担感とのギャップなどが指摘されております。

もとより地方公務員の給与制度は情勢適用の原則のもと職務級の原則、均衡の原則、条例主義の3原則であると聞いております。報告書が今次改革の方向としての給与決定の考え方の要旨は、

職務給の原則は実態として不徹底であることが多くの課題の要因であり、改めてその徹底が必要であります。

均衡の原則は制度面と水準面に分けて、以下のとおり従来の国公準拠の考え方を刷新することを提言しております。

具体的には、給与制度は公務としての類似性を重視して、均衡原則を適用し、国家公務員の制度を基本とするが、給与水準は、地域民間給与水準をより反映させた給料表を策定する、このようになっております。同時に、人事委員会機能の発揮と強化もすべきとの提言もされております。

このような動きに対し、当市における職員の給与決定と人事管理制度、さらには市民へのこれらの情報開示に関し、以下、市長の考えをお聞きする次第でございます。

次に、ことし3月の平成18年度予算審査の際、私が若干申し上げましたように、明年春に設置される上越市の直江津地区における県立中高一貫校の設立に伴う対応と、糸魚川労働基準監督署の存続問題に対し、年初以来、市民からの問い合わせもいただいておりますことから、この機会に以下の質問をいたします。

具体的に、1、地方公務員のあり方について。

- (1) 当市における給与制度改革の現状と今後の取り組み方針を伺いたい。
- (2) 仕組みは国準拠、水準は地域準拠の考え方についてのご所見をお伺いしたい。
- (3) 公正な勤務評定と昇進制度、給与情報の公表システム確立の考えを伺いたい。

2、上越市（直江津）の中高一貫校開設に伴う対応について。

- (1) 開設に向けた準備状況を伺いたい。
- (2) 当市の教育委員会における論議状況を伺いたい。
- (3) 当市の教育行政に及ぼす影響見込みと対策を伺いたい。

3、糸魚川労働基準監督署存続への取り組みについて。

- (1) 高田署への統合方針が判明した以降の対応状況を伺いたい。
- (2) 市内商工団体、労働団体との協議状況を伺いたい。
- (3) 存続へ向けての今後の具体的取り組み方針を伺いたい。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

畑野議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目、2点目のご質問についてであります。本年4月1日から国家公務員は給与構造改革に伴う給与制度の見直しを行い、地域により生じている民間との格差を是正するため、地域の民間賃金水準を反映させ、月額俸給水準で平均4.8%引き下げと、都市部への地域手当の導入を実施いたしました。当市においても4月1日から給与水準の引き下げを実施しているところであります。

今後の方針といたしましては、引き続き国公準拠を基本としながら、当地域の民間の賃金水準や市内の市町村における給与水準を把握する中で、適正な見直しを行ってまいります。

3点目、公正な勤務評定と昇給制度についてであります。国家公務員においては昨年末に閣議決定された行政改革の重要方針の中で、能力主義、実績主義による人事管理の徹底等をできる限り、早期に具体化を図るとされております。

当市においても人事評価制度に向け昨年度より職員研修に取り組んで、本年試行を行います。

また、給与情報の公表システムにつきましては、これまでも広報紙とホームページで公表してまいりましたが、本年3月に議決をいただきました人事行政の公表に関する条例に基づいて、公表してまいります。

2番目の上越市の中高一貫校開設に伴う対応につきましては、この後、教育長から答弁をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

3番目の糸魚川労働基準監督署存続への取り組みについてであります。1点目の高田署への統合方針が示された後の対応状況につきましては、1月には新潟労働局長及び県知事に対し、さらに2月には厚生労働省労働基準局長に対して、直接出向いて監督署の存続を要望してまいりました。

また、3月の要望時には新潟労働局長から、統合後に急速なサービス低下を招かないよう、窓口機能等について何らかの対応ができないかを検討していきたいとの答弁をいただいております。その後、糸魚川監督署長から、夏過ぎには新潟労働局としての対応情報を知らせることができるとの回答をいただいているところであります。

2点目の市内商工団体、労働団体との協議状況についてであります。統合方針が示された後、商工団体と連携を取りながら、同一歩調で要望行動を行ってきたところであります。労働団体等の代表者からも存続の要望を受けたものであります。

3点目の今後の具体的取り組み方針についてであります。統合は避けられない見通しでありますことから、市内での窓口の設置など市内サービスの低下を最低限にとどめるよう働きかけを行ってまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願い申し上げます。

訂正をさせていただきたいんですが、1番目の今後の方針といたしましては、引き続き国公準拠を基本としながら、当地域の民間の水準基準や「県内」の市町村というところを「市内」と言いましたので、県内というふうに訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

畑野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

県立としまして来年4月に開校予定の中高一貫校としてオープンいたします中等教育学校についてでございますけれども、1点目の県の準備状況についてですが、7月に直江津高等学校内に準備室を開設すると伺っております。またその後、当市校長会では6年生の学級担任と校長を対象とした説明会を受けていく予定でありますし、県としましては秋以降、保護者に対する説明会を開催するというふうに伺っております。

2点目の教育委員会での論議の状況についてですが、教育委員会は正式な議題として論議したことはないんですけれども、基本的には上越教育大学附属中学校への対応と、同様の対応になるうかと考えております。児童及び保護者が将来の進路選択を視野に入れながら、中学校を選択する1つの選択肢としてとらえております。

3点目の当市教育行政に及ぼす影響見込みについてですが、各中学校への入学予定者数から推測しますと、次年度以降、近い将来、各中学校の生徒数の減少による学級数の減少等の影響は少ないと思われております。したがって、当市の教育行政に大きな影響は及ばないものと考えております。

また、対応についてでございますけれども、中等教育学校と市内中学校の制度について、保護者の方々に十分理解をしていただくことが大切だと考えておりますし、市内中学校のよさをPRしていくこともさらに進めてまいりたいと、このように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

それでは2回目の質問に入らせていただきます。

地方公務員の給与の問題でございますが、先ほど市長からお話ありましたように、昨年8月ですが、人事院から出た勧告では、確かに今ほど市長がおっしゃったように平均では4.8%を引き下げておるといことなんですが、これ先ほど私が申し上げましたように、いわゆるカーブのフラット化ということをやとるんですね。だから中高年齢層はすべて悪いかというのは、私は言い分もあると思うんですが、そこが最大7%下げとるんですね。平均で4.8%ということですから、国家公務員でそうで、地方公務員、当市の場合も、そういう単なる平均の処遇だけじゃなくて、地域の民間賃金等の準拠をより一層明確にすると、こういうことの方針だから、それに従って給料表を策定し取り組んどるし、これからもそういう特に平均的なものにとらえ方ではなく、地域準拠の年齢等のカーブやなんかにおいても当然重視していくと。いわゆるこの報告書の精神にのっとって対応すると、こういうことで理解してよろしいですか。もう1回確認させてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

昨年の人勸に伴いまして、給与関係の抜本的な改正がありまして、向こう5カ年ぐらいの間でこれらの調整を図ることになってきております。糸魚川市も国公準拠ということで給料表の改正、あるいはいろんな制度の見直しをしてきたわけでありますので、畑野議員ご指摘のように高年齢の方については、しばらくの間、給料が抑えられるし、逆に若手の方については、若干給料の引き下げは緩くなっているという状況で、進めさせていただくことになっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

どうしても民間と違って公務員は、国家公務員、地方公務員も含めて、いわゆる旧態と言っちゃ悪いですけど、年功序列型の人事管理、あるいは給与体制になつると。この辺が大きく差異が出とるんじゃないかと。確かに生活ということになれば年功分も大事だけれども、一方では職務級的な精神というのを、もっともっと表へ出せと、こういうことを言つとるわけだから、もっときめ細かい当市の給料表と、この地域がどんなカーブかと。その辺の突き合わせというものを、やっぱりきめ細かい調査の上で新しい給料表を提出しながら、また審議して決定していくと。もちろん組合との話し合いも十分行っていく、そういうことが必要なんじゃないか。いわゆる年功的な給与上昇を基本的には、それは抑制するという意味じゃなくて、実態との乖離を是正すると、こういう解釈で取り組んでいくべきじゃないだろうか。

それともう1つは、やっぱりこの背景にあるのは厳しい経済・財政事情が、相当反映されとるんではないだろうか。そういうことからすると、私は一般質問の通告書では給与ということにある程度限定してますけども、どうもこの6月議会の初日には渡辺議員、2日目には野本議員が、いわゆる職員の数という辺で質問をされておるんだけれども、ある意味では、うちは総人件費は四十数億円ですね、このことを考えると数とレベルによって決まってくるわけだから、何か世の中と言うか、一般市民が受けとめとるのに比べて、総人件費のあり方についての今後の取り組みが、いまひとつやはり厳しい見方をしとらんのではないだろうか。

ということは、合併しなければまだ1つ、しかし合併を現実に昨年3月19日にやっておりますね。合併というのは、やっぱりスケールメリットなんですよ。何か私もちょっとある本の、大学の先生の論文的なものを見ますと、例えば人口1人当たりの歳出額、5,000人未満の自治体と3万から4万人の自治体の間に、3倍程度の格差があると言われとるんだそうですね。したがって、合併によって規模が拡大すれば、住民1人当たりの行政コストは縮小されるはずであると。それが市町合併の最大のメリットなんだと。もう合併して2年目、3年目へ入っていくんだから、もっとやっぱりこういう部分においても、合併のメリットということをおくなく追及していく、求めていく必要があるんじゃないか。

合併のメリットと、もう1つは前回の初日、2日目にありましたように、背景には地方自治体をめぐる財政の厳しいものがある。合併した当市もそのうち外でないと、こういう合併のメリットと当市の財政をめぐる大変厳しい状況から見ると、あの論法でいくと今680人ばかりいらっしやる

のが、5年間の間で39とか40名ぐらいの削減で5コンマ何%だという総務課長のご答弁というのは、少し突っ込みが不足しとるんじゃないだろうか。

例えば富山県の石井知事の県の集中改革プラン、これはやっぱり部門別に明確に出とるんですね。県職員を5.2%削減しますと。それは国の方針とか、大体自治体はそんな数字なんですね。ところが今度は内訳で、一般行政部門は10.3%削減しますと、しかし警察官等は、こういう状況だから3.1%増員しますと。それで1万6,700人おるトータルで5.2%というような仕分けまで突っ込んだものを県民に明示して、そして県民の理解と協力を求める。

ですから私は、ただトータル六百何十人のところを5年間で39人とか40人ということではなく、例えば一般行政部門で、今、約400人いらっしゃいますよね。この部門では5年間でどうするのか、あるいは教育部門で100名からいますよね、これはどうするのか。あるいは消防部門では90人ぐらいいらっしゃいますよね。これを5年間でどうするのか。そのほかガス水道局とか、そういう公営企業関係的なものもいらっしゃるわけです。だからそこまでやっぱり突っ込んでいきながら市民の、あるいは議会の理解と協力を得て、一丸となった行革への取り組み体制というのは必要ではないか。ちょっと私の通告書は給与関係だけでございますが、しかし、これは不可分の関係でございますので、私の認識をこの機会に申し上げておきます。

それから仕組みは国、水準は地域ということなんですが、先ほどの市長のお話だと、地域というのは何かと言うと、市町村との間の見方。この辺はじゃあどう。私ももともとあれだったんですよね、地域となるとやっぱり糸魚川をひとつ限定せんならんけれども、公務員と同じような職種で比較するような民間企業がある程度あれば、トータル的に比較できるんだけど、なかなか地方へ行くとないと。そういう場合には、もう少し広く地域性を解釈して、例えば上越ブロックと言うか、上越地区においてどんなんだろう。あるいは、そこでもなかなか比較できなければ県単位とかと、こういう見方をすべきだというのが、この報告書の趣旨なんですね。

もう1回お聞きしますが、そうすると当市は制度は国、これはいいです、水準は地域準拠の精神はどこに求めていくのですかということに対して、明確にご答弁をいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

畑野議員に大変細かいところまでお話をいただき、ありがとうございました。

給与につきましては、先ほど市長の方から言いましたように国公準拠だけれども、地域の給与実態を反映していきたいということをお話をさせていただきました。当面、やはり地域の給与状況はどうかということで、昨年も若干調べさせてもらっておりますが、やはりご存じのように大きい会社が電気化学工業で、関連会社を抜かして1,200人くらいですか、あとはやっぱり300人弱、100人程度の事業所が多いわけですので、それらを参考にするというのは、なかなか実態では難しいなというふうな感じがしております。

ですが、そういうものを1つは参考にしながらせんきゃならんし、また、今お話のありました上越管内、あるいは県内の状況をまた見る中で、実態と合わせた方向にいくようにせんきゃならんと思っておりますがなかなか、職員組合との話し合いを当然せんきゃならんと思っておりますが、市の基準を



変えることによって、市の基準を使っているいろんな民間企業もあるわけですので、そこら辺のバランス等もあわせながら、総合的な見方で変えていかんきゃならん。

ただ、冒頭からお話のありますように、総人件費を少なくして削減していくんだということ、それから職員数を削減するということは、これは基本的にそうせんきゃならんということでもありますので、その方向で進めさせていただきたいと思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

言葉とすれば国準拠、それで水準は地域準拠、これはもう立派で、これに反対する人はいない。ただ、現実の問題として地域準拠の水準、しかも平均値だけでなく、最初の20歳、25歳、30歳ぐらいまではあんまり差がないからいいですけども、40歳、45歳、そこがじゃあ地域とのどういう格差があるのかということまで突っ込むというのは、なかなかこれは大変だと思います。しかし逆に言えば、今までそこまできめ細かい管理というか、見方がされていなかった。これからは恐らく当市だけじゃなくても同規模、あるいは近隣の市町村でも、そういう動きが出てくると思いますので、ぜひひとつその視点だけは大切にさせていただきたいと思っています。

と同時に、やはり今後、公務員の給与が全体としてやっぱり抑制基調というのが続くと思いますが、一方では一番大事なものは、そのことによって職員の勤労意欲の低下を招くことがあってはならないと、このように考えるわけです。

先ほど市長のご答弁でありましたように、勤務実績を適正に評価してやる気のある者が報われる、こういう人事管理制度、あるいは勤務評定、昇給制度、こういうものをきちっとやっぱりルール化するというのも大事だと思いますので、一層のご研鑽をいただきたい。私どもも一方では、その辺もこれから研究していきたいと思う。

それから、この項目の最後なんですけど、公表の中身、これは私も毎回思うんですけども、最近では昨年11月25日の糸魚川の「おしらせばん」に載っとるんですよ。これ皆さん専門家だけど、これでいわゆる1年に1回は必ず市民に公表してご理解いただきたいという精神が、十分反映されていると思っていますか。私はもう20年、30年、一律のごとく取り扱ってるのはおかしいと思う。もっとやっぱり一般市民がその精神に乗かって、適正に判断できるような公表制度の確立を、当市は他市に先駆けてやるべきではないだろうか。

例えばの話、給与と給料の言葉の違いやなんか、このあれだと給与というよりは、どちらかという給料だけなんですね。それから経験年数別、学歴別の月額状況、10年、15年、20年の経験。当市には、20年以上の勤続の職員はいないんですか。私は25年、30年、今どきでは40年の人も結構いらっしゃると思うんだ。

例えば高校卒で18歳で入れば、20年たって38歳なんですよ。それ以降の人たちの給与の状況というのは、一切これに反映されていない、明らかにされていないし、それから8番目の職員手当の状況の中に、期末手当の下に職制上の段階、職務の等級に加算措置があると書いてあるんです。これどういう中身の加算措置なのか、これらも全然明らかにされていないですよ。

こういうこと等を考えた場合、もう少しこの報告書の精神からしても今年度、18年度の市民へ

の公表の仕方については、市民にわかりやすい中身の公表の仕方について努めるべきだというのが私の考えなんです、いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

合併時に職員給与についての公表に関する今度条例ができて、具体的に職員の任免とか、あるいは分限等についても公表するということになってきましたので、これらを踏まえながら、今、畑野議員ご指摘のものをまた参考にし、いわゆる市民がわかりやすく、また比較しやすいようなものということなんだろうと思ってますので、そこら辺はまた公表までに検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

2番目に移らせていただきます。

一貫校、教育長、私はこれ極めて大事な問題だと思うんですね。しかも私、通告書を出してから、これに関する記事がちょこちょこ載るようになって、ああ、なるほどなど。もう上越市では6月13日から何か市内で十何カ所学習会をやるし、県の方も今ほど教育長は秋と言ったけども、もう8月末から、糸魚川市でも9月3日かなんかにやるんでしょう。そんなテンポじゃないんじゃないですか。うちの教育委員会はのろいと思うんですが、そうでもないですか、これ十分だと思いますか。

あるいは私は、あんまりそちらへなびいてもらうのはいかがなもんかな、当市の生徒数が減少する中において。だけでもやはり13日の上越の説明会において、県の学校教育課の梅山猛生副参事が、村上市など県内の例をデータとともに説明し、2人担任制や授業時間数の増加で多くの生徒が、県平均以上の学力を身につけたと強調したと。こういうことが言われると、やはり小学生を持つ親とすれば、それだったら糸魚川からも行きたい、なかんずく私は立地的に直江津に近い旧能生町と言うんですか、今で言う能生地域ということになるんですかね、そちらから行かれるんじゃないかなと思いますけれども、そういう危機感は大丈夫ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

今、県の公式の説明会を受けるのは秋と言いましたけれども、畑野議員がおっしゃるように9月を予定しております。9月を秋というような表現は適切であったかどうかは、ご容赦願いたいと思います。

前段、その時期では、いきなり保護者の方々にということは、やはり不都合があるということ、7月に入りましたら、とりあえずまずは各小学校の6年の担任と校長を対象としました説明会

を開いて、その後、保護者の方へもその情報が伝わっていくように、配慮してまいりたいと思っております。

それと今現在、上越教育大学附属の中学校があるわけですが、そちらへ当市内から今通学している児童、今度は生徒になるわけですが、そんなにやはり多くはございません。今現在、予定されております直江津中等学校の設置位置というのは、現在の直江津高校になるわけですが、やはり能生のエリアからでも通学時間にいたしますと、往復でやはり2時間強かかってしまうのではないかなと。もちろん地域の場所で、能生の駅にすぐ近いとか、そういう立地条件もありますけれども、やはり平均的にしますと片道1時間程度必要になってしまうということを考えますと、さほど多くの生徒が中等学校を志望していくということは、ちょっと今のところ考えられないのではないかなと、こんなふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

さほどというのは教育長の受けとめ方と、私の受けとめ方と大分違う。例えば磯部中学校の場合は今60人を切っとるんですかね、ほかの東中も能生中学校も220～230人なんです、年々減って、私の地元の東中学校も1学年3学級だったのが、2学級にもうなっとる現実があるわけですね。そうなってくると、1つのそういうところから4、5人とか、10人ぐらい1学年で行っちゃうと、ばたばたと当市の今後の学校の管理運営上に支障をきたすんじゃないかなと、このように私は考えとるから、ちょっと取り上げたわけでございます。教育長は、さほど影響はないという見方であれば認識が違う、差だと思っておりますし。

もう1つは、高田へ通うのと、教育長は片道1時間と言いますが、能生から直江津までというのは、恐らく25分ぐらいで行っちゃうんじゃないですか。歩いて5分、10分、それはありますけれども、それは例えば私は早川の新町の辺から行けば、それは1時間ぐらいになるかもしれないけれども、意外と近いと受けとめとる父兄がいらっしゃるようなんです。だから私はさほどという認識で、果たしていいんだろうかという気持ちがあるわけです。

お聞きしますと、18年度現在で全国でこういう学校は197、既に19年度以降41校が設置予定ということで、大きな流れはこういう方向性になっとるんです。だから私は根本的に、こういう中高一貫校に、どう糸魚川市は向き合っていくのかという点というのは極めて大事ですから、教育委員会というのは教育の基本を論議する場所だと思いますので、諸先生からいろいろな情報、知恵を出していただけるようにご努力をしていただきたいと思います。今後も教育委員会でこの辺を論議する予定はないんですか、そこをちょっとさっき私は聞き落としたんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

教育委員会はもちろん合議制でございますので、各委員さんの中でこの問題を集中論議なさりたいというお話があれば、教育委員会で正式議題として取り上げることになるかと思いますが、今の

ところその必要性までは、各委員さんと個別の懇談会にお話させていただく中で、そういった声は伺ってはおりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

それともう1つは、市内の6年生の子供、あるいは5年生を持つとる父兄から、ぜひこの中高一貫校についてのいろんな情報を勉強してみたいんで、説明会というか、そういうものを開いてほしいということになれば、必ずしも小学校区ということではないですけども、ある程度の小学校区か、あるいは中学校区ごとぐらいに教育委員会としては、積極的にそれに対応するという意思がありや、なしや。

先ほどのお話からすると、学校の校長先生と進路の担当者を集めての学習会をやるけれども、父兄に対しては計画的にそういうものを、プランを持っているという状況でないという答弁だったんですが、そこをもう1回教えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

お答えいたします。

7月4日に、先ほどの6年生担任と校長を対象に説明会が行われます。それから8月25日でございますが、これは県教育委員会が主催をしまして、児童、保護者を対象にして説明会を行います。妙高市は8月27日でございます。それから9月3日に糸魚川市民会館におかれまして、説明会が行われます。糸魚川市教育委員会としては、今のところその説明で終わらせたいと、こう思っておりますが、さらなるご希望がありましたら検討していきたいと、こう思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

私は教育問題には疎い方ですから、これ以上のことは申し上げませんが、要は、県の主催でさえ8月の末に上越と妙高、それで9月3日に糸魚川でやると言うんですよ。それは県はやっぱり糸魚川もその学校のエリアだということちゃんと見てるから、糸魚川で説明するんでしょう。それに対して本市としては、あまりにもちょっと消極的ではないですかということ、私は申し上げるわけです。

次に移らせてもらいます。監督署の問題、非常に市長から厳しいという話があって、極めて残念だけれども、私はこれから市長の施策の柱は産業振興、あるいは企業誘致というものを大事にしたいと、私はもっともだと思う。何だって合併のときのスタート、総合計画をつくるときのアンケートを取ったら、圧倒的に働く場がほしいということなんですよ。そういう中にありながら監督署

もなくなる、監督署のないようなところへ企業は進出する、これは大変な問題だと思うんですね。

やっぱりそういうことを考えますならば、高田へもう来年4月から統合してなくなる。いや、用がある人は高田へどんどん通いなさいということでは、産業振興、地域振興、あるいは企業誘致等の、今後のそういう政策面からしてももっと本腰、今も本腰を入れてるんでしょうけれども入れながら、かつ、どうしてもだめなもんだったら、先ほど何か夏時に監督署の方から、何らかの具体的な対応が出るというお話なんです、それを待っとるよりは、ぜひこういう部分とこういう部分だけは存続してほしいとか、やっぱり対話をもって、熱意をもって、誠意をもって対処すべきだと思いますが、いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私も今、畑野議員がご指摘のとおり、この地域からやはり労働環境、またはこの企業の活動状況のマイナスとなるようなことを、少しでもやはり起こしてはならないという気持ちから、今1回目でご答弁したように、1月から動かさせていただいたわけですが、どこへ行っても非常に厳しい今状況であることは説明、報告のとおりであるわけであります。

しかし、さりとてそういった企業に、マイナスにならないよう何とかならないかというところを、かなり論議をさせていただいてまいりまして、その辺が今すぐ返事はできないけれども、今庁内でやはり調整をしながらということで、結論いただけるということでございますので、今のところは待っておる次第でございますが、その内容によってもまた積極的な活動、要望行動をしなくちゃいけないなととらえているわけであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

こういう公的機関が、これでストップすればいいんだけど、これが第2、第3の撤退になっていった場合、やっぱり地方の中小都市の機能は身をどんどん削られてくるわけですよね。この流れというのをもう少し是正してもらわないと、地方でもう自立が何だかんだって言葉で発したって、どうにもならないですよ。

それで私はこの問題で、市民の署名運動ぐらいやっぱり労働団体とか商工団体とタイアップして、やるぐらいの意気込みはあるんじゃないかなと思うが、今のところそういう動きは全くない。これからも予定されていないですか。そこだけ最後、お聞きします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田鹿商工観光課長。〔商工観光課長 田鹿茂樹君登壇〕

商工観光課長（田鹿茂樹君）

労働基準監督署の関係につきましては、今ほど市長が答弁申し上げたとおりでございますが、

5月17日に署長にお会いしまして、市からの要請ということで、市としても何とか最低限、サービスの低下を最小限にとどめるための協力は、させていただきたいということでのお願いは申し上げます。

ただ、今現状では商工団体と一緒にあって署名活動というところまでは、商工観光課としても現在考えておりません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

ちょっと関連質問がありますので、若干時間を残して私の質問をこれで終わらせていただきます。とにかく産業活動等で、この問題というのは極めて重要なものですから、これから気を抜くことなく、やっぱり最後の精いっぱいの努力はしていただきたいということを申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

以上で、畑野議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

畑野議員の2つ目の質問について、関連質問いたします。

中高一貫教育の選択的導入というのを文部科学省が言っていますが、その中で中高一貫教育のねらいや現行制度との違いが十分に理解されない場合には、適切な選択がなされない恐れがあるというふうにも言っていますが、先ほどの説明会のことになってきますけど、この辺の危惧からいうと、今予定されている9月3日の糸魚川市民会館での直江津高校主催の説明会だけでは、不十分ではないかというふうに思いますが、市として中高一貫教育の本来の目的に沿って選択がされるように、もう少し保護者に対する説明が必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

お答えします。

中高一貫教育の趣旨については、なかなか一般の方が理解しにくい部分があるかと思えます。まずもって、その6年間で前期と後期に分ける、それから入るためには選考検査がある、定員が決まっているというふうな条件があるわけでございまして、だれでもがそこに入れるわけじゃございませんし、将来の夢がそこにはない限りは、そこに行っても何の価値もないと、そのような説明はしていかななくてはならない。

この件につきましては、校長会では既に話をしております。校長の方も各職員、保護者会等でも

こういうのがあるというのは、話されているんじゃないかなと思っております。今のように非常に不十分でありましたら再度検討していきたいと、こう思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

今ほどの件についてはエリート進学校というふうには、違った方向に行くことが非常に危惧されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと先ほど志望者の件で、通学時間からいってそんなに多くないだろうと。ところが一方では文部科学省は、中高一貫教育を受ける機会が均等に与えられる必要性を言っています。これは全く反対の話になってきまして、逆に、この糸魚川市にも中高一貫教育校ができなくてはならないんじゃないかと、その趣旨から言いますとね。その辺を教育委員会として、どのように整理されておるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

現在、県の方針としましても、当糸魚川市にそういった中高一貫教育校ができるという見通しもございませんし、当市独自にそういったものを立ち上げていくという方向性も、今のところ全く持っておりません。したがって、当市として中高一貫教育を、当市の中でどういうふう位置づけていくかというような、そういうような観点については今のところ見解は持っておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

現状はそういうことですが、先ほどの話でいきますと通学時間がかかるために、この糸魚川市の子供たちの中で中高一貫教育を受けたいといったものを、どういうふう拾い上げていくのかという問題が、今後1つ内在していきだろうと思っておりますので、今後その点につきましても、今回、直江津にできる学校の進行状況を見ながら、また検討の中に加えていっていただきたいというふうには要望しまして、関連質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松尾徹郎君）

ここで11時まで休憩といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、新保議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

私は障害者自立支援について、及び情報通信網の整備についての2点について、米田市長のお考えを伺いたいと思います。

1、障害者自立支援について。

昨年10月に成立し、この4月から施行された障害者自立支援法ではありますが、サービスの低下は絶対させませんとの国会答弁にもかかわらず、障害が重ければ重いほど負担が大きくなる仕組みの中で、さまざまな矛盾が出ております。

この10月からは、市町村が行うことになった地域生活支援事業がスタートいたします。項目に沿って伺います。

- (1) 準備不足の状態で行われた障害者自立支援法は、身体、知的、精神の3障害を一本化いたしました。応益負担導入による負担増や報酬単価切り下げ等多くの問題を抱え、施行当初から利用の中止等をしていることが報じられております。当市における影響はどうか、調査し把握しているか。
- (2) 変則的スケジュールが制度をわかりにくくしていると思いますが、周知はどのようになされているか。
- (3) 低所得者対策を実施し、利用料や医療費に市の独自軽減策を設けるべきではないか。少なくとも、住民税非課税世帯の人の新たな負担が生まれないようにすべきと考えますが、いかがか。減免での資産調査は、人権侵害とならないようにすべきではないか。
- (4) 地域生活支援事業は、どのように取り組むのか。これまでより負担がふえることのないようにすべきではないか。
- (5) 高齢化、一人住まいがふえる中で、移動が制約される方たちがふえております。障害者はもちろん、移動が制約される方たちの移動の自由を確保するためには、ボランティア、NPOの役割は、ますます大きくなっていくと思いますが、どのように考えているか。
- (6) 障害程度区分認定は、どのように行われるのか。区分認定の位置づけはどうか。1次判定の問題点も指摘されておりますが、どのように考えているか。
- (7) 自立支援法になって基盤整備が後退し、サービスの選択ができないようなことになったら大変であります。基盤整備は今後どのように取り組んでいくのか。
- (8) 障害者の生活を支え、社会参加を実現していくためにも、自治体として総合的に施策を実施していくとともに、今回の制度が障害が重くて働けない人ほど負担が多くなる仕組みとなっていること、応益負担や障害程度区分認定等、国に対しても抜本的な見直しを求めていく必要があるのではないかと思いますがいかがか。

2、情報通信網の整備について。

- (1) 地上デジタルテレビ放送が開始され、光通信の伸びも報じられております。放送と通信の



現状をどうとらえているか。

(2) 市財政の現状と将来見通しはどうか。

市の財政規模と借金の推移。

地方交付税をめぐる動き。

新市建設計画と新総合計画関連での財源不足等についてお聞きしたい。

(3) 情報基盤整備についてどう考えているか。

整備済み施設（既存施設）の事業費、財源、整備区域（戸数）。

ア 能生地区ケーブルテレビの生い立ち、町営になるまでの経過も含め、能生・青海地区の状況についてお聞きいたします。

イ 時限立法である過疎地域自立促進特別措置法の期限と過疎債、辺地債。初期整備について。

事業費等の比較、財源、市民負担はどうか。

維持管理費、技術革新に対する対応。

更新時整備費はどのようになるか。

全域整備の事業費総額と財源をどこに求めるか。

整備済み施設（既存施設）と新規整備施設の一体的活用についての考え。

(4) 情報通信の将来性についてどう考えているか。

(5) 何を目的に整備するのか。

市民要望との関連。

行政課題は、双方向性のある通信でカバーできるのではないかと。

能生地区のケーブルテレビの放送内容と整備目的。

放送と通信の違いを2つの提案（上越ケーブルビジョン、NTT）で見るとどうなるか。

地域ニュースは流せるか。

議会のインターネット中継だけでも早急に実施すべきではないかと思いますが、実施するとした場合、費用はどれくらいかかるか。

(6) 市は必要最低限の整備を行い、あとは民間（NTT）に任せるべきではないか。

以上、1回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

新保議員のご質問にお答えいたします。

1番目の障害者自立支援法についての1点目ではありますが、4月以降、精神障害の方で、ヘルパーの利用を中止したケースが1件ありましたが、これは自己都合によるもので、これ以外には3月と4月で、利用が大きく減少したケースはありませんでした。

2点目の周知につきましては、広報やホームページで行っておりますし、利用者の方には個々に説明を行っております。

3点目の低所得者対策ではありますが、国の考え方は応益負担でありますので、現段階の軽減措置

は考えておりません。

なお、減免の資産調査は、利用者及び家族の方に十分理解をいただいております。

4点目の地域生活支援事業につきましては、障害福祉サービスとの整合性を図りながら、利用者負担について検討をしております。

5点目の移動が制約される方々への対応は、ご指摘のとおりボランティア、NPOの役割が大きいものであると考えております。

6点目の障害者程度区分認定についてであります。1次判定の認定調査は、市職員と民間専門調査員とにより6月から実施いたしております。1次判定結果と主治医の意見書を参考にしながら、審査会において審議し、障害者程度区分を決定することといたしております。障害者程度区分判定によりましては、試行事業によってデータの集積分析が行われ、その結果をもとにして、さらに有識者の意見を踏まえて基準が策定されており、特に問題はないと考えております。

7点目の基盤整備につきましては、6月中に県から考え方が提示されてますので、それを踏まえて計画に盛り込むことといたしております。

8点目ではありますが、障害者自立支援法はこの4月からスタートしたばかりでありますし、障害福祉計画も3年の計画期間があります。まず実施した中で見直しが必要なものは、県や国に対して要望してまいりたいと考えております。

2番目の情報通信網の整備についてお答えいたします。

まず、1点目の放送と通信の現状についてであります。地上デジタル放送はインターネットとの親和性が高く、従来の放送内容を放送以外の多様な方式で流通することが一層容易になることなど、通信と放送の融合した新たなサービスの可能性が増してきておりますので、情報化の推進には大変有用なことととらえております。

2点目の市財政の現状と将来見通しにつきましては、現在、事業や財源の見直しも含めて、財政計画の再査定の作業を進めているところであります。

3点目の1つ目、整備済み施設の経過と事業費等ではありますが、旧能生町では地形的な条件からテレビ難視聴地域が多く、ふるさと創生事業を契機に施設を整備し、平成4年にケーブルテレビを開局いたしました。その後、有線放送協会が行っていた緊急告知やコミュニティ放送を取り込み、町営で運営してきたものであります。

事業費につきましては、テレビの再送信で約4億円、財源は地域振興基金と過疎債であります。また、平成16年度には光ケーブルに敷設がえをしており、事業費は約10億1,600万円、財源は国庫補助金、過疎債を充当し、加入世帯はほぼ100%であります。

一方、青海町では平成14年度に20カ所の公共施設間を結ぶ高速インターネット環境を構築いたしました。事業費は7,500万円で、国庫補助金、過疎債、寄附金を充当しております。

なお、過疎地域特別措置法の適用期限は平成21年度までで、過疎債は過疎地域自立支援促進計画による事業に対して充当ができ、辺地債は辺地にかかる総合整備計画による事業に対して、充当することができるものであります。

2つ目の初期整備について、事業費などの比較ではありますが、現在、CATVやNTTから新たな提案をいただいておりますので、事業費等の精査、検討を行っております。

財源といたしましては国・県補助金、合併特例債などを考えております。

また、市民負担につきましては、初期整備の事業費が確定をしておりませんので、現時点ではお答えできません。

3つ目の維持管理費につきましては、自前の整備する規模が大きくなれば経費がかかりますが、サービス内容や利用料金との関係がありますことからなるべく低廉に、管理しやすくなるような工夫が必要であると考えております。

また、技術革新への対応につきましては、特に、情報通信分野では産業技術として日進月歩でありますので、費用対効果を見据えた対応が大切であると考えております。

4つ目の更新時の事業費総額につきましては、基盤整備の機器構成により更新時期は違いますが、伝送路としての光ケーブルではおおむね20年程度、また、センター機器等では10年程度と、構築費相当分がかかるものと考えております。

財源につきましては、更新時にはどのような手だてができるかは不明であります。

5つ目の既存施設と新規施設との一体的な活用であります。コミュニティ情報をはじめとした行政情報や行政サービスについて、設備の方針にとらわれずに多くの市民が享受できる環境が大切だと考えております。

4点目の情報通信の将来性についてであります。国でも提唱しておりますように、ユビキタス社会と言われる、「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」簡単にネットワークにつながり、情報通信技術が生活の隅々まで行き渡るような環境を目指しており、さまざまな地域活動が可能となることが期待されると考えております。

5点目の1つ目、市民要望との関連であります。昨年度の市民参画による情報化計画策定委員会では、情報通信基盤の利活用を中心にご提言をいただきましたので、それらについて庁内で実施に向けた検討をいたしてまいります。

2つ目の行政課題を通信で行うということにつきましては、ネットワークを活用した活動がさまざまな課題解消に結びつけばと思っております。

3つ目の能生CATV放送内容につきましては、テレビは自主放送を含め22チャンネル、ラジオはFM放送2チャンネルを放送しており、また、整備目的については、難視聴解消対策のほか地域情報や防災情報の伝達により、社会生活環境の改善、向上を目指すものであります。

4つ目の放送と通信の違いにつきましては、大まかには、放送は即時性や同報で一斉に伝達することができ、通信では双方向で、いつでも必要な情報が取り出せる特性があります。

5つ目の議会のインターネット中継についてであります。実施する場合の費用は、導入するシステムの形態によってさまざまありますが、サーバーを外部に設置し、映像、編集を独自で行う場合で、月10万円程度のものがあります。

6点目の市として整備すべき方針であります。広くなった市域の連帯感を高めるため、地域情報化は必要だと考えております。

しかし、所要経費と運用面を含めた費用対効果や、市民のニーズを十分見きわめて決める必要があると考えております。

以上のご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長から答弁もありますので、よろしく願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

障害者自立支援の関係から伺いたいと思います。

3障害、身体・知的・精神ですね、一本化と言っても、現実には無理があるのではないかと思います。無理に行っても、不合理なだけということにもなるのではないかと思います。実態をよく考えてやってほしいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

例えば「エスポワールはやかわ」に精神障害者の方に入ってもら、「みずほ」に身体障害者の方に入ってもら、あるいは精神障害者に入ってもら。施設どれでも3障害可能ですよという形にされたと思うんですが、不合理もあるのではないかと、お考えを伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

3つの障害を一本化することに無理があるのではないかとのご質問でございますが、具体的に施設での受け入れの状況についてもご質問されましたが、確かに国の方の考え方では、それぞれの施設がいわゆる障害者施設という位置づけにして、何のための施設ということを明確に出す方向ではないと言いつつも、専らどの障害の方を対応するという運用については、よろしいという考え方を持っております。

したがって、「エスポワール」で精神、「みずほ」でもって身体というようなことが、現実には可能かどうかはあれですけども、ほとんど今の形のまま運用してもいいというのが、国の方の内容であるというふうに理解をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

暫定的な認定が行われたと思いますけども、施設入所で低い認定の場合、施設から退所ということもあり得ると思うんですが、その場合、地域の受け入れ体制が構築されないと難しいと思います。どういったふうに考えていらっしゃるのか伺いたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

障害の程度区分による、サービスの内容が変わってくるという点についてのご質問かと思いますが、実際、施設に入所されている皆さん方は、今後、程度区分の判定を受けられるわけでありまして、その中で、本来施設に入所すべきランキングでないという方が、出てくるということも可能性としては否定できないと思います。それにつきましても5年間の経過措置の中で、今後対応しなければいけないわけでありまして、今のところの考え方としては、国の支援法の枠の中ではケアホ

ームでありますとか、あるいはグループホームというようなところに移行することが、想定をされているというふうに考えております。

今後5年間の中で、そうした受け入れが可能なものについての整備も、また課題であるというふうに受けとめております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

施設や作業所等関連のところ、いろいろな問題が起こっていると思うんですね。例えば施設は収入が減ると、あるいはヘルパーさんを派遣しているところではヘルパーさんの派遣中止、あるいは回数を減らすとか、また介護保険にはあるキャンセル料がないとか、いろんなことがそれぞれのところであると思うんです。そういうことを4月1日から施行されて、いろんなことが起こっている。利用者の負担増はもちろんありますし、そういうことをきちんと把握していただきたいと思うんですが、先ほどは1件だけ精神障害者の方が中止されたことがあって、そのほかはあんまり影響がないようなことを言われたんですけども、実際にはいろいろとあると思うんですね、今言ったようなことで調べれば、そういうことをきちんと把握していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

さきに松田議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、そういった利用の状況の把握につきましては、サンプリングではありますが、3月と4月にどのような経過をたどったかということ把握をさせていただいております。その中で先ほどの答弁になったわけではありますが、事業所等からの給付の状況等データがこちらにまいりますので、今後もそうしたデータに基づきまして利用の実態、あるいは負担の状況がどうなっておるのか、その辺についてはチェックをし、実態の把握に努めたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

周知する点について、視覚障害者の方についてはどういうふうに行われているのか。きちんと対応してほしいと思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

制度の周知についてのご質問であります、この自立支援法の枠組みにつきましては関係の団体

の皆さん方、あるいは民生委員の皆さん方等、いろいろな団体に今まで14回の説明をさせていただいております。その中で身体障害者の会、当然、視覚障害の方も含まれておいでですが、そういった皆さん方にはご説明をさせていただいております。さらに実際にサービス等を今まで利用されておられました個々の皆さん方にも、ご説明は対応させていただいております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

例えば住民税非課税で年収80万円以下という低所得1の場合、月額上限が1万5,000円とされましたけれども、無料から18万円の負担、80万円以下の収入ですね、年収が。18万円の負担というのは、非常に厳しいと思うんですね。

私は低所得2の方の話をお伺いしましたけども、月額2万4,600円を払うと食費、家賃、光熱費等足りなくなると。実家の方から援助してもらっているけれども、それも難しくなっていると。ヘルパーさんの回数を減らしたけれども、1人では風呂に入れない、夏場どうしようかというふうなことを言っておられました。決まりましたから払ってくださいというだけでは、私は済まないというふうに思うんですね。障害者の方は就職というか、仕事の面でもなかなか見つけるのは難しいという点もありますし、そういう点も考えて市独自の利用料、あるいは医療費に対する軽減策というのが必要ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

確かに3障害を1つの制度の中で一本化をしたと。さらに負担についても、さまざまな軽減措置は設けてございますが、原則1割という枠組みの中で、議員おっしゃるように負担増になった方がおられるというのは事実でございます。

ただ、その中で、やはり負担ができない方に無理やり負担を強いるということは、制度の本位でございませぬので、それを救うべく、さまざまな軽減措置がございませぬ。それを当面は、きちんと適用をしながら対応させていただきたいと。さらに、ほとんど最低のレベルになって、生活保護すれすれという状況になった場合にも、最後の軽減としては、生活保護にならない程度まで自己負担を軽減をするという制度もございませぬ。

いずれにしても、そういった軽減措置の中で対応したいということ。それから国がわかりやすい制度をつくり、公明で公正な負担を求めるという自立支援の枠組みでございませぬので、それに市が単独で軽減措置をつけ加えるというのは、その制度の趣旨にも反するということから、今現在は考えておりませぬ。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

私はやはり実際に利用している方、障害者の方の実態をきちんと把握してやっていていただきたいと。今までよりも応益負担ということで、もう負担がふえているのははっきりしているわけがありますし、収入が少ない中での負担ということでもありますから、よくこの点も考えていく必要がある。ぜひ私は検討していただきたいと思います。

病院内介助、介護について伺いたいんですが、病院内において車いすの方、あるいは視覚障害者の方、いろんな障害を持ってる方があるんですが、例えば車いすの方が病院内へ行ってトイレに行けないと、自分一人では。そういう場合、介助が必要なわけですね。視覚障害の方もそうですし、そのほかの障害の方も、いろんな困る状況があると思うんです。そういう点について要望も出されていると思うんですが、こういうことについてどのようにお考えか。市として支援する必要があるんじゃないかと思うんですが、考えを伺いたいと思うんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

移動支援のご質問でございますが、国の方の考え方は、施設の入り口までをガイドするというふうな形になっておりますが、ただ実際にご指摘のように、病院の入り口まで支援をしながら、その入り口のところで、ここから先はガイドの範囲外ですというような対応。もし病院の中に、それを受け入れるべき対応がないのに、そこで突き放すというようなことは、あるべきではないというふうに考えております。そのことについては病院の方がどういう対応ができるのか、もし病院の対応ができないのであれば、その先の部分をどうするのかというのは、十分検討が必要であるというふうに思います。制度がそうなっておるからということで、杓子定規に病院の入り口で放されてしまったらその方がどうなるのか。そのことも踏まえて、十分対応していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

日常生活用具給付事業に対する助成を、これまでよりも後退させることのないように行ってほしいと思うんですが、生活していく上でどうしても必要なものであります。この点についての考えを伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

日常生活の貸与につきましても、この枠組みの中では同様の対応、1割負担をとというようなことがあるわけではありますが、これについては今現在の現行の給付事業をそのままスライドさせるとい

う考え方でおりますので、負担が増ということのないように、十分対応していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

作業所の法人化の問題ですが、それぞれ設立の趣旨とかその団体の考えがあると思うんですね。話を伺ってもいろいろとそれぞれごとに違う点があります。そういう団体の考えを尊重して、対応していただきたいというふうに思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

ご質問にお答えする前に1点、前の質問で日常生活の用具の給付等1割負担と申しましたが、訂正をさせていただきます。地域生活支援事業という市町村独自事業の中での対応となりますので、1割負担ということが決まっておるわけではございませんで、市としての設定ができます。その中で負担増にならないよう、十分配慮していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

それから小規模作業所を経営、運営されている皆さん方の意向を尊重してということですが、この小規模作業所は今後、地域活動支援センターという事業の中に移行させていくわけですが、現在運営しておる皆さん方のご苦労、それぞれの思いというものを十分くみながら、無理やりという形ではなくて協議をしながら、法人等に委託をするなりというよりも、サービスが充実する形での支援センターへの移行というのを、図ってまいりたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

自家用有償運送の関係で、道路運送法の一部改正が行われました。前にも質問がありましたけども、移動が制約される方たちの移動の自由を確保するというのを、どの観点から考えるかが大事ではないかというふうに私は思います。

幅が広いんですね。この障害者自立支援ということだけではなくて、ちょっと幅が広いんですが、どの観点から考えるかというのが大事ではないか。高齢化、障害などで不自由な方がふえる方向で進んでいるというふうに思います。

そういう点で、じゃあこの問題をだれが責任を負って取り組んでいくのかということなんですが、個人の問題か、地域の問題かということなんですが、最終的には、ここで言ってる点では行政に責任があるんじゃないかというふうに思うんですね。この辺の考え方について伺いたいと思うんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕



議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

移動をするのに不自由を感じておられる皆さん方が、自由に移動ができるということを最終的に責任をとるのは、行政ではないかというお話でございますが、制度の中で、果たしてそれが最終的に行政の責任かどうかということと言い切るのは、ちょっと難しいかなというふうに思っております。もちろん憲法の中では、どこに住むかという意味での移動の自由というのほうたわれておりますが、日常生活の中で動くことについての行政の責任ということは、明確にされていないのではないかなというふうに思います。

ただ、そうは申しまして、実際にご指摘のように不自由な方がおられるわけでありますから、責任がないというつもりではなくて、いろいろな立場で、その移動制約者の皆さん方を支援する体制をつくらなければならない。そういった体制づくりに行政が大きな役割を果たしながら、ボランティアの皆さん方、NPOの皆さん方と体制づくりをつくっていくということについては、十分認識をいたしておるところであります。

そんなことで、道路運送法も改正になりまして、近く運営協議会の設立に向けても作業をいたしておりますので、その中で支援体制を確立をしていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

市がすべてやるということ言ってるんじゃないんですね。市が責任を持って、今言われたような体制づくりに、大きな役割を果たしていく必要があるということだと思わんですよ。そういう点でボランティアとか、NPOとか、これからますます大きい役割を果たしてくるんでないかということ何ったわけです。

これから発足する運営協議会、ここにはNPOとともに利用者の代表というものも含めるべきではないかと。市民参画ということを考えていった場合、利用している方たちの意見もきちんと反映させるということも大事ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

運営協議会の構成メンバーのことでございますが、当然、国が示しております文書の中にも、想定される有償運送の利用者の代表という1項がございます。これらを踏まえながら、利用する方の意見が十分反映されるような運営協議会でなければならないというのは、議員ご指摘のとおりだというふうに思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

懇談会でいろいろ話をされてきたということでありまして、この問題の根本にタクシーの規制緩和というものがあると思うんですね。その元を直していくことが、私は大事だと思いますけれども、同時に、移動の自由を保障する観点というものも大事であると思います。

国会の附帯決議にあるコミュニティバス、乗り合いタクシー、NPO、こういったところを所管する市の方ですね、所管する課というのはどこになるのか。全体を見ながら取り組んでいくということで、どこが所管したら一番いいかという点で伺いたいんですけども、事務局はNPOも含めたそういうところを所管するところに置いた方がいいんじゃないかというふうな気もするんですが、この点についてはどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

NPOが一括して、そういった運送関係の事務局をやったらどうかというご提案でございますが、ちょっとそこのところは私も情報が不足でございますが、少なくとも福祉有償という観点では、今こちらでもって対応させていただいておりますが、タクシー業界の規制緩和ということになりますと、若干情報が不足しておりますして申しわけございませんが、ご提案については今後検討させていただきたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

移動制約者という場合、先ほども少し述べましたけども、認定を受けておられる方以外にも多くいらっしゃると思うんですね。少なくとも認定を受けておられる方は、対象にしていくべきだというふうに私は思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

福祉有償運送のボランティアで、どういう方々を対象に含めるかということにつきましては、これも国の方でガイドが示されておりますが、さらに近く国土交通省令で詳細を定めるというようなお話も聞いております。これはまだ出ておりませんが、その中ではご指摘のように、介護が必要である方々についての一定の枠は示されるだろうというふうに思っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

障害程度区分認定、1次判定の問題点ということでありまして、例えば全盲とか聾啞者の方は非該当、あるいは自立になるケースが多いというふうに言われてるんですが、あるいは最重度障害者で電動車いすに乗っている方、こういう状態の方。要介護認定では要介護3というふうな中程度の介護度になるということも言われております。

いろいろと問題点があるんですが、やはり介護保険の場合もそうでしたけども、コンピューターで判定するいろんなデータを入れて出てくる数字というのは、実態に合わないものが出てくる場合もあると思うんですよね。こういう点はどんどん改善するように、国の方に物を申していく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

判定の方法につきましては、冒頭、市長の答弁もさせていただきましたように試行をしております。そのデータ収集の中から、この判定の方法が基準等も示されております。それでご指摘のとおり、さまざまな対応が必要になる場合もあろうかと思いますが、いずれにしても国の示したこの判定方法に基づいて、実際の判定作業はこれからの部分でございます。まず、その判定作業をやる中で、十分また検討していきたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

実際問題としては2次判定で、やはり現実に合うようにきちんと対応していただきたいというふうに思います。

それとこれからの点ですが、一番最初にも言いましたように、例えば施設に入所されている方を地域に返すと。知的障害者の方、そのほかもあると思いますが、その場合の仕組みづくり。例えばグループホームとか、仕事づくりとか、そういうものもセットで初めて地域に帰って生活できるわけですから、そういう点をきちんと考えた基盤整備というのを、今後やっていく必要があると思うんですよね。

総合計画の中で、こういうふうなことが取り組まれると思うんですけれども、今年度中に障害福祉計画というものがつくられると。それはたしか3月までということだと思うんですが、その前に総合計画というものがつくられると思うんですけれども、どういうふうに取り組んでいくか、その辺について伺いたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

確かに障害者福祉計画、これからの策定の作業でございまして、県の方からもさまざまな策定に

必要な基準等が示される段取りになっております。3月までというお話ではございますが、さきの松田議員にもお答えさせていただきましたように、できるだけ早く策定をしたいというふうに考えております。

なお、その中で総合計画は、まさに総合でございますので基本的な部分が盛り込まれますが、障害者福祉計画の中には、さらに事業の見通しでありますとか、利用の形態等さまざまな内容が盛り込まれます。その辺は十分整合を図りながら、作業をしていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

障害を持っておられる方が、ますます住みにくくならないように、そういう住民が住みにくい地域にならないように、取り組んでいただきたいということを述べておきたいと思えます。

情報通信網の整備に入ります。

糸魚川市の1人当たりの借金が、県内20市で多い方から3番目と。財政規模はこの先、縮小していくということが資料で出されておりますが、交付税も削られる。こういう中で、やはり先ほど答弁にありましたように、市が取り組む事業というのは、最少の経費で最大の効果を上げるように、取り組んでいく必要があるというふうに私は思うんですね。そういう観点で、この情報通信網の整備についても、考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

情報基盤整備では、能生は光ファイバーによるテーブルテレビと災害時の緊急告知システム、青海は公共施設間の光ファイバーと無線による災害時の緊急告知システム、糸魚川は無線による災害時の緊急告知システムが整備されているということによろしいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

今議員おっしゃる内容に、あわせて能生地域についてはインターネット環境ができておることとございますし、青海地域については防災無線も一部戸別受信機があります、糸魚川地域も戸別受信機と防災のラッパと両方だというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

緊急告知システムは3地区とも一応整備されていると。光ファイバーによる情報基盤整備を考える場合に、糸魚川の全部と青海の一般世帯を対象に考えると。単純に言うと、そういうことになると思うんですが、それによろしいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

情報通信で対応するのは緊急告知だけではございませんが、緊急告知に限れば、今おっしゃったようなことになると思います。ただ、能生地域については無線がございませんので、そういった面をどうするかというのを、現在検討しとるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

昨年12月1日に発生した能生ガス供給所火災時には、ケーブルテレビのケーブルが焼けて、糸魚川寄りの地域で緊急告知システムが機能しない地区が生じたと聞いております。7.11水害時也是如此し、中越大地震では無線形式のFMラジオ放送が、有効であるということが証明されております。無線が有効であるということが、これまでの災害ではっきりしてきてると思うんですが、今回の整備とは別に、今後全市一体化した緊急告知システムを整備する場合、無線による整備を検討すべきではないかというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

緊急告知については、有線でも無線でもいいんですけど、切れた場合とか、そういうお話がございます。今無線についても非常に高額な経費を要するために、どのような方式がいいのかということを検討しておりますし、FMの話もございます。それから携帯による告知といったようなものを含めて、今検討をしている最中でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

これまで整備してきた施設には、先ほど答弁がありましたように、地方交付税への算入率がいい過疎債を使って整備したものがおります。時限立法でありますから、その先、将来もあるという保障はないわけでありまして。それとあわせて、これまでは旧糸魚川市は過疎地域特別措置法、過疎債の適用を受ける地域にはなっていなかったと思うんですが、合併したことによって、一律に適用されるようになるのかどうかを伺いたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

旧糸魚川地域については過疎地域でなかったんですけども、合併によりまして見なし過疎地域ということになりまして、過疎地域の対象になるということでありまして。ただ、事業の採択につきま

しては、やはり見なし過疎については、優先順位は下がるのではないかとということも懸念をしておるところであります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

初期整備事業費についてお聞きしたいんですが、上越ケーブルビジョン45億円、NTT16億円ということでありましたけども、その後、提案されているのもあります。ケーブルテレビ方式で、もう少し安くできるというのもありますし、NTTの方で言うと、ここでは映像設備費で9億円というのが載っておりますが、これも入っておりますけども、地上デジタル放送になれば、難視聴地域も少なくなってくるのではないかと。この難視聴対策を別に考えれば、光ファイバーを2本引く必要はないんでないかと。映像設備費9億円は、9億円いらんではないかと、もう少し額を少なくすることもできるんでないかというふうに思うんですよ。できるだけ少ない費用で、市民の皆さんの要望にいかにかたえるかということ考えた場合は、そういうことも難視聴対策を別に考えるということも検討したらどうかというふうに思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

ケーブルテレビによって難視聴区域の解消もできるわけございまして、そういう面では、じゃあ別にやったときに、幾らになるとかというような検討も必要かと思えます。現在、全体的な面について検討をしておりますが、ただ、通信でやる場合については、じゃあ通信のプラスの部分かどうかといったようなことも、もう少し詳細に調べてみたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

私は今回の整備では、市が莫大なお金をかけて市内全域を、一律ケーブルテレビで整備する必要はないというふうに思います。財政規模が小さくなっているそういう更新時に、60億円近い事業費を投入しなければならないことにもなりかねない。通信技術が発展し、更新時のことも考えていかないと、私はいけないというふうに思うんですね。そういう点で、何を目的に整備するかということをよく考える必要があると思うんですよ。

市民要望との関連で、総合計画策定に関する市民アンケートというのが行われました。その中で、都市基盤整備の項目では、情報通信基盤の整備を選んでいる人は9.2%なんですよ、少ないんですよ。皆さんの関心がどれだけあるかということから言えば9.2%だと、これ総合計画の都市基盤整備の関係の中ですね。これが市民の率直な気持ちでないかと、こういうところに示されているのではないかとというふうに思います。

それから、もう1つは地上デジタル放送が見れない地域は、これは限られているのではないかと  
いうふうに思うんですね。これもきちんと調べないとわかりませんが、テレビが見れる地域で  
は加入料と受信料を払って、わざわざケーブルテレビに加入するのかどうかと、私は疑問に思うん  
ですね。加入率を高く設定しているようでありますが、果たして高率の加入率を達成すること  
ができるのかどうかと、これもやはり私は疑問であります。

いま1つ、昨年12月21日に松尾議長あてに、糸魚川経済団体連絡協議会、糸魚川商工会議所  
と能生町商工会、青海町商工会から糸魚川市への提案、「活力ある糸魚川市建設に向けて」という  
陳情が寄せられております。糸魚川市長に提案したものを、議会にも陳情したということでありま  
すけども、この中で情報化のインフラ整備の推進という項目では、ブロードバンド回線網の整備促  
進、高齢化が進む中での双方向通信への取り組み促進が要望されております。どのように受けとめ  
られたか、この総合計画策定に関する市民アンケートと今述べたような点について、どういうふう  
に受けとめられたか伺いたいたんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今、新保議員が仰せのとおり新市になりました。その中で私はやはり早い時期に、この旧1市  
2町が一体感となれる市をつくりたいわけでごさいます。そのためにはやはり今情報の基盤整備  
というものが、私は必要だろうと思っております。その中で、今やらなくてはいけない。テレビが  
デジタル放送になってきておまして、この難視聴区域というのも、またこれは大きなやはり救済  
をする、また1つのこれは施策だろうと思うわけでありますが、しかし私は一体感を持てる地域に  
していくには、やはり情報基盤の整備が必要だろうととらえておるわけであります。

しかし、それも費用対効果を考えなくてははいけません、財源的なことも考えなくちゃいけません。  
それを今とらえてるわけでごさいます、当初お示しいたしました、また当初我々が計画した数字  
よりも、今はるかに変わってきておるのが実情だろうと思っております。日進月歩の中で、いろい  
ろ今進んできてることも踏まえまして、今検討中のごさいますので、ご了解をいただきたいと思っ  
ております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

情報基盤整備の先進地である福島県磐梯町のホームページを見てみました。行って直接お話を伺  
えばいいんですが、なかなかそうもいかないんでホームページを見たんですけども、この町は俗に  
言うNTT方式で光ファイバー網の整備をしたところであります。町の医療センターでテレビ電話  
による医療相談を開始したということが紹介されておりました。インターネットの場合、双方向性  
があると、やり取りができるというのが強みなわけでありますね。

ケーブルテレビかインターネットのやり方が、あるいは市で全部整備するのか、民間も加えて整

備するののかということが問われていると思うんですが、その中で何が一番最後に残ってくるか。どっちともできるということです。ずっとなってきた、何が残ってきたかと言うと、地域ニュース的なものでないかと。映しているのを、直接流しているということではできないかもしれないけども、そのほかのことは通信で大体できる。ケーブルテレビと通信とインターネットと、さほど変わらない状況になってきているんじゃないかというふうに思うんですが、地域ニュースというふうなもので考えた場合に、これは流せないのか、あるいは流す方法があるのか、その辺についてはどうでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

通信でそういう地域ニュースが流せないかということだと思うんですが、放送の場合は同時性でございますし、通信の場合は同時性がなかなか難しいということでございます。

ただ、先日のNTTからの提案では、そういったものをクリアしようというような提案がなされたというふうに思っておりますが、ただ十分な検証をもう少ししなきゃいかんかと思っております。それから利用料や何かの問題もありますので、それらがクリアになれば、きちりお話できるんでないかなというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

動画の地域ニュース、それを流せるかどうかというのは、これからの放送と通信とのいろんな発展の中で、変化していくんじゃないかと思うんですね。

例えば今テレビでいろんな番組をやって、そのとき視聴者からの声、アンケートに答えるというふうなものをやってるのがあります。これは放送をやりながら通信を使って、テレビ局の方に回答が行く。両方使ってやってるということでもありますけども、実際にはお互いに乗り入れと言いますが、両方使ってやってるということになっている。それがこの先、どういうふうに発展していくかということを考えれば、ある程度、融合していく部分もあるんでないかなと私は思うんですよ。

ですから今の時点でどこまでやるのかと。先のことを考えれば、やはりある程度乗り入れができるような形が生まれてくるということも想定しながら、やっていく必要が私はあると思うんです。そういう点で大変なお金を一度にかけてしまうというのは、私はどうかなというふうに思います。

議会の関係であります。県議会も上越市議会も、インターネットによる議会中継を実施ということが新聞にも載っておりました。糸魚川市におきましても糸魚川市議会がやる気になれば、インターネットによる議会中継はできるというふうに理解していいかどうか伺いたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

インターネットによる議会中継については、以前にも総財でもちょっとお話を申し上げたかもし



れませんが、システムとしてはできると。ただ、今すぐやれということになると、ちょっと準備と言いますか、市でサーバーを持つか外で持つかという問題もございますが、対応はできる。

ただ、今のこの糸魚川地域については、完全にブロードバンド環境が全部整っていませんので、非常に遅いとか、なかなか出にくいという問題は出るかと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

最後に、私は今のような経済状況の中で市が全部負担をして、全域にケーブルテレビを整備する必要は私はないと思うんです。多数の市民の率直な考え方は、そんなにいっぱい金かけてやる必要があるのかねと。公共下水道の負担金でも80歳近い方は、負担金が大変だから入らなくもいいよという方も大勢いらっしゃるわけですね。そういう方は、それじゃケーブルテレビならいいのかといっても、ケーブルテレビもやっぱり負担があるわけですよ。公共下水道の負担が出せないけども、ケーブルテレビの負担が出せるということじゃないと思う。やはりそういうことも考えながら、私はやっていく必要があると。私は市は必要最小限の整備を行って、あとは民間に任した方がいいんじゃないかというふうに考えております。

以上を述べて質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

先ほど過疎地域の関係で、旧糸魚川地域については「見なし過疎地域」という表現をしましたが、過疎地域には見なし過疎地域という言葉はありません。見なし規定により過疎地域になったということで、訂正を願いたいと思います。

〔「議事進行」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

今、織田企画財政課長から、今まで絶対使ったことのない見なし過疎債という言葉が出た。それに対して訂正してくださいと、はい、そうですかでは済まんですよ。その後、何と言いました。見なし過疎債では、県で過疎債の優先順位を決めるときに、それが低くなると言いましたね。そんなの今までどこで、総務財政でも過疎計画を立てたときでも、そんなこと1回でも言ったことありましたか。これ重大発言ですよ。これ行政側としてのしっかりとした答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

事業採択について優先順位が下がることを危惧してるということで表現をさせていただきましたので、よろしく願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

それ危惧してるかどうかという発言のところは難しいと思うわ、それは議事録を精査してもらえないと思う。

ただだよ、今そういったかかる事業主体の中で、過疎債というものを使って整備ができないかというときに、ああいう発言をするということ自体が、大いなる誤解を招くことになりませんかと言うと。担当所管課長たるものが、今まで1回も使ったことのない見なし過疎債、あたかもそういうのが、行政の裏の事情の中であるように聞こえるじゃないですか。

市長、今の発言の責任をどう取るんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

出てきたときとか、今、以前になかったではないかというようなご指摘なんですけど、ご存じのように行政は市独自の財源というのは、なかなかできないわけございまして、国、または県の助成事業をいただくわけございまして、そういう中で今やり取りする中で、そういったものが出てきたととらえているわけございまして、非常にこれから具体的に何かをしようか、これは今の情報化基盤の問題だけでなくいろんな問題で、いろんな補助事業をやるわけございまして、そういった中で出てきとることであるわけございまして、当面そういったものが具体的に少しあったというところで、発言があったのだらうと思っております。

そういったことで、いつ出てきたかどうかというのは、私も報告を受けておりませんが、これからの中で、そういったものが具体的にになっていくんだらうと思うわけございまして、ご理解いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

本来なら議会運営委員会か、そこらで今の問題を精査したいところだと思いますけどね、今ほど市長が言った部分のところの中で、少しは納得したいと思いますが、ただ、言葉の発言はやっぱり気をつけてもらわんならん。合併したから糸魚川市が過疎地域と見なすんじゃないんだよ、そのエリアの中に入ったから。この間だって、そのために過疎地域の計画書を立てて出したわけでしょう、メニューも上げてきたし。ましてや財源が少ない中で、特例債も使えるか、使えんかわからんくな

ってきた。その中で有意義な起債を起こせるのは過疎債でしょう、お金がないことじゃなくて、そういう補助金の有効活用もせんならん立場の人間が、見なし過疎債だから優先順位が低いような言い方をされたら困ると。そこだけ強く言って終わります。

議長（松尾徹郎君）

ここで午後1時まで休憩いたします。

なお、時間厳守でお願いいたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、伊藤文博議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。〔17番 伊藤文博君登壇〕

17番（伊藤文博君）

17番、伊藤でございます。一般質問を行います。

大きく2点について質問いたします。

1点目、総合計画などの策定経過について。

総合計画案や行政改革案の策定業務が進められています。その策定の検討過程について伺います。

(1) この1年間に総合計画の中で検討されなければいけない課題として取り上げられたものは何件あり、主なものに何があったか。

(2) その課題を検討し、計画（改善案）を立てる手順はどのように定められていて、どのように行われたか。

(3) その課題がどのように各計画案策定の段階で盛り込まれたか。

(4) 行政改革大綱や実施計画の策定過程に、日常業務の中で浮かび上がった課題が、その改善策を含めて生かされるシステムは構築されていて、有効に機能しているか。

2点目、少子化対策及び子育て支援について。

昨年の6月議会で、少子化対策について質問いたしました。その後の庁内の検討の進み具合について質問いたします。

国が担当大臣まで新設して、国の最重要課題と位置づけているこの問題に対し、糸魚川市ではいまだにその方向性が見えていません。地域間競争が言われる中、今後、糸魚川市として先例を研究しながら独自の、または特徴ある少子化対策、子育て支援にどのように取り組まれるのか伺います。

(1) 須沢地区子育て支援推進モデル地区の取り組み事業の検討状況はどうなっているか。

(2) 須沢児童クラブ室の開設についての検討状況はどうなっていて、地元との協議の進行状況

はいかがか。

(3) モデル地区の取り組みをどのように全市に展開するのか。

(4) 糸魚川市独自の、または特徴ある少子化対策についての考えは、その後どのように検討し、現在の考え方はどうなっているか。

(5) 同様に、子育て支援の考え方はいかがでしょうか。

1 回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の総合計画などの策定経過についてであります。1 点目から 4 点目まで関連しますので、一括でお答えいたします。

当市の主要な課題につきましては、総合計画基本構想の 7 ページから 9 ページに記載しています。「要介護高齢者の増加防止」をはじめとする 10 項目にまとめております。これら主要な課題については、市職員及び総合計画審議会の委員から、現状や将来に向けた課題を受け、さらに市民アンケートや市民の皆さんからのご意見などを分野ごとに整理し、総合計画審議会及び庁内の会議で論議を重ね、共通の認識を深めながら主要項目にまとめたところであります。

これらの課題は 1 つの施策で解決できるものではなく、いろいろな施策を組み合わせる中で解決するものであり、関係する各施策分野において、今後 10 年間を見据えた主要な課題を意識しながら各施策を検討し、計画体系にまとめております。

今回お示しいたしました中間答申へのさまざまなご意見を、さらに検討、審議をいただき、課題解決のための新たな施策も加える中で、最終的な総合計画案をまとめていく予定であります。

一方、行政改革大綱の策定の手順といたしましては、庁内策定部会で当市の現状と課題を踏まえ、全庁的に行政改革の取り組みを検討し、行政改革推進委員会、議会などの審議を経て、行政改革大綱、実施計画として取りまとめを行ったものであります。

日常業務における課題や改善策につきましては、職員提案制度や事務事業評価制度を段階的に導入することにしており、マネジメントシステムの P D C A サイクルを取り入れ、見直し改善に結びつけてまいります。

次に、2 番目の少子化対策及び子育て支援についてお答えいたします。

1 点目の須沢地区の子育て支援推進モデル事業であります。児童クラブ室の開設、子育て憲章の制定、地域子育て事業の 3 点について検討を行い、このうち憲章及び子育て事業については事業内容が確定し、実施の段階に入っております。

2 点目の児童クラブ室につきましては、その内容や運営方法について地元と県及び福祉事務所の三者で検討を重ねてまいりましたが、現在は地域推進会議主導で、保護者の意向を踏まえた検討を継続していただいております。

3 点目につきましては、地区独自の方式で取り組みが決まった場合には、その実績を踏まえて今後の展開を考えていかなければならないと考えております。

4点目と5点目の市独自の特色ある少子化対策、子育て支援についてであります。合併前の市町では保育の形態や子育て支援の内容が大きく異なっているのが実態であります。新市として各地域の実態を把握し、それぞれの特徴や地域性を理解する中で、今後の方向を検討する必要があると考えております。

また国では、近年の出生率の低下から本年度より児童手当の対象を拡大をしたり、認定こども園制度を創設してきましたが、近く今までにない積極的な施策を打ち出す予定とのこととあります。市といたしましては、国の新たな施策を踏まえた上で、市独自の施策についても検討してまいりたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくご質問いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

再質問いたします。

2つの質問は、私の考えの中でリンクしていますので、両質問にまたがる再質問があると思いますが、よろしくご質問いたします。

この1年間、議会の一般質問において、またそのさまざまな質問に対して、総合計画の中で検討するという趣旨の答弁がたくさんありました。日常業務の中でもいろいろな問題提起がされたでありましょうし、それぞれの問題に対して検討されて、総合計画や行政改革案の策定過程の中で十分に検討され、配慮されたものと思います。

昨年6月の私の一般質問ですが、少子化対策について総合計画の中で検討するという趣旨の答弁が幾つかありました。しかし総合計画には、少子化対策という文言そのものがすっぽりと抜け落ちていると。このことは何を示唆するのか。ここからどんな問題点が浮かび上がってくるのかということに着眼して質問いたします。

今、中間答申ですから、いずれ少子化対策についても、特色のある形で盛り込まれると思います。ですから、それはまあいいんです。今後のまた方向を見たいと思いますが、この中間答申の時点で抜け落ちたというところが、重要だというところをされているわけです。ここから浮かび上がる2つの問題点、計画策定の手順に大きな問題があるのではないかと。これは審議会の審議過程がどうこうじゃなくて、原案に上がっていない課題を見つけることは非常に困難だということです。チェックリストにない項目は、チェックできないという観点であります。それから2つ目は、議会での答弁についての重要性の認識が希薄なんではないかという、この2点であります。

1点目ですが、計画策定の手順に大きな問題があるのではないかと。いろいろ課題が出てくると思いますが、そのリストアップの手法というのは、どういうふうになっているでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

ただいま少子化について、この計画の具体的な中には大きな項目としてとらえてないというご指摘でございます。計画はどのような形でということでございますが、当初、それぞれ審議会の委員、それから当市の職員全般にもアンケートを行いましたし、市内、庁内の策定委員会の職員にも。

まず、時代の潮流というものをとらえてみようということで、全国的な課題のとらえをいたしました。その中で、構想の中でも本市を取り巻く社会経済環境ということでは、その中で少子化、高齢化というようなことについてもとらえておりました。

そうした中で、じゃあ本市としてどうだということでは、まちづくりの主要課題として、この中でも課題としては年少人口、それから生産年齢人口の減少防止といったようなものでとらえてまいりました。

ただ、それ以降について、伊藤議員は大きな項目として少子化対策といったものが、突っ込めればいいんだろうということでございますが、この段階ではそれぞれの大きな行政分野ごとに、それぞれ施策を取り上げてまいったということで、今おっしゃったように欠落しておると言われれば、そのようなことかと思っております。

ただ、今そういった中で、議会からも意見をいただきましたし、そういったようなことを反省する中でどのような手法の中で、いわゆる再掲という形になるかもしれませんが、こういった形で、この中に大きな課題の解決といったものを取り上げていこうかということも、ちょっと内部で検討させているところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

私が聞きましたのは、少子化の問題を1つの例として取り上げたわけですし、やはり今のお話のように職員からもアンケートを取ったりいろいろしていても、やはり落ちが出るんですね、人間のやることです。それを要するに日ごろの業務から発生したいろいろなものを、しかるべき手段で整理をしておいて、そして重要な施策の中に生かしていくという形ができていないと、みんながそろってすっぱり忘れるなんていうことはあり得るわけですよ。そこを聞いているんですね。

ですから、リストアップの手法がどうなっているかってお聞きしましたが、要するに、日常的に取り上げられてきた課題が、どこかに集積されているのかどうかということですよ。要するに忘れないための、だれでもミスをしませから、ミスを防ぐための手段があるかどうかですね、リストアップされてるかどうか。そして、その取り扱いはどうなっているかということですよ。もう一度お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

仕事の中でいわゆる計画をして実行する段階、その後のチェック体制ということだと思っております。そういう面で言われれば、今言ったようなものについて、まとめてこの中に取り上げるよう

なチェックがしてなかったということは、言われるとおりかと思います。

ただ、今もう1つはこの計画の中で、いわゆる重点方向といったようなことでは、もう少しこの計画にインパクトをつけようということで、いわゆる重点方向ということで2つの仕事づくりであるとか、安心・安全な暮らしづくりというようなことをまとめる中では、大きな一番のあれは産業交流というようなものを主に考えておったものですから、まとめてきたということですが、少子化についてはなかなか難しい問題でございまして、まだここに取り上げきれなかったということだと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

そのところは、ここまで来る手法上に落ちがあったということを言われたんだと思います。

もう1つですけど、総合計画の原案づくりの過程が、前例を踏襲しているだけだったんじゃないかという危惧もあるわけですよ。旧1市2町の総合計画をひな型にして、いろいろさっき言われたように課題は上げていったんでしょけど、そこで、その旧1市2町の総合計画になかった項目については、落ちが出がちであるということになりますよね。それはいかがでしたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

今回の総合計画の策定については、事務的に旧市町のものを単純に出してきたというようなお話でございますが、今回策定の中で実は各審議会の委員にも、それから職員にも、先ほど申し上げたようなちょっとしたレポートを書いていただいて、それぞれ好きなことという言い方はおかしいけれども、考えていることを全部出していただきたいと。そういったことに対しては、審議会の委員の皆さんからは、「おい、白紙で全部任せるのか」というようなことのご意見までいただいております。そういう面では、ある程度広く意見を取ったつもりでございます。まるきり私も白紙というつもりはなかったわけですが、我々の原案の中に突っ込むというようなことでは、そういった面の努力をさせていただいたというふうには思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

前例をなぞっただけではないというのはわかったです、今までの話の中で。しかし、それを1つの形にまとめていく段階で、やはり何か基本になる形がないと、なかなかまとまりにくいというような側面がありますから、前例を結果的に踏襲してしまった形になる。その中の細かい施策は別ですよ、それはいろいろ上がってきた課題に対して、検討されたんだと思いますが。

今ここまでの話の中で読み取りますと、先ほど市長の方からもPDCAの話がありましたが、そういう課題を1つ1つ上げてきて、それを例えば1の問題点があったとすれば、その問題に対する

処置と、二度とその問題が発生しないようにするための再発防止処置というのは別なんです。これは2点セットでやっていかなきゃいけない。

そういうように今の総合計画についても例えば作成する段階で、旧1市2町のものがもし参考にされたとしたら、そこにもう1つ1市2町でその総合計画をやっていく段階で、問題点が浮かび上がってきていたはずですが、その1市2町での総合計画に対する問題点というものも加味されて、検討されたのかどうかということについて、お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

旧1市2町の総合計画、それぞれ基本計画、実施計画ということでローリングしながらやってきたわけでごさいます、その旧市町によってそれぞれあると思うんですが、それぞれチェックをしながらやったと思う。ただ、ここへきて1つにまとめた段階で今言われるように、これは具合悪いというような事業といったようなものについては直したりしてきましたけども、トータル的なものということについては、そこまではっきり意識したかどうかということについては、今後反省すべき課題はあろうかと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

業務の流れの中で、あらゆる場面でチェック行為はされていると思います。その業務をやってる当事者が、また自分の業務をチェックするようなことがあるとは思いますが、実際には業務の流れの中でのチェックというのは、有効な面もありますけど、どうしても落ちが出てしまう。だから改まった機会に、やはりチェックすることが必要になってくるんですね。

ですから、今の総合計画についてもやはりその作成に至るまず手順を、本来そこに入るときに、そこをしっかりと議論して策定業務に入っていくと、あいまいな作業手順がどこかに起こってしまっ、落ちが出るというようなこともあると思いますので、ぜひ僕も再三言ってますが、業務改善の流れを、しっかりと構築していただきたいというふうに思います。

先ほど上げた2つの問題点のうちのもう1点ですが、議会での答弁についての重要性をどう考えているかということと、それから、もしくは取り扱いがあいまいなのではないかということについて質問します。

6月15日の糸西タイムスに、議会での発言は最も重いとされたある市長さんの発言が出ていました。そのとおりなんだろうと思いますが、議会の一般質問や議案に対する質疑、答弁の中で、検討すべき課題として浮かび上がったものを、どのように整理しておられるでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）



私どもは毎月、今は部課長会議と言いますけども、前年度は課長会議ということで、理事者も含めて会議を開いておりました、そうした定例会後の課長会議では、議会での反省点といったようなものについて意見を交換をしておりますし、そういったリストについてもまとめる中で対応してきております。

ただ、少子化対策というのも、当然課題には上がってるわけではございますが、それぞれの課で対応を、それぞれの施策をつくりながら今回の計画の中につくり上げてきたと思うんですが、まとまっていなかったという点では、先ほど申し上げたように落ちていたのかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

結局うがった見方をしますと、その場限りになってるんじゃないかということが言えると思うんですね。それはそういうふうに意識しなくても、結果的にそうになってしまうということはあると思います。その場限りとならないような、例えば議会で上がったものを、そしてそれに対して検討するというように答えたものをしっかりとリスト化して、それに対して、いつまでにそれを処置するのかというような対応案を立てて、そして対策をしっかりと実行していくというようなことが、実際には必要だと思いますね、本当に重要視しているんならですよ。

その点について、今、部課長会議という話がありましたが、それは会議の流れの中で取り上げられたり、議題に上がったりすると思うんですが、その後の処置について、手順的に決められたものはありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

それぞれの議会終了後に議員からありました提案、あるいは改善事項について、それぞれ所管の課に返しまして、解決策をそれぞれ企画財政課の方に上げるということになってますので、それで最終点検になると思ってます。そこで乗り遅れると、時間がかかってしまうということになると思ってますが、基本的には、そういうシステムの中で進めております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

そうしますと、その対応策が企画財政に上げられると。それがしっかりと上げられたかどうかというのは、だれがチェックするんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

基本的には上げることが、まず最初だというふうに思ってます。それぞれがやはり自分でどういう認識をして、どういう課題があったのか、そこら辺のとらえ方によって、どういうふうな取り組みをしていくかということが、決まってくるんだろうと思っています。それぞれ所管課がまとめるというのが、基本だと思っています。最終的には、企画で総合的にまとめるという仕組みになっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

それは多分当たり前なんですね。実際にきちんと処理されたかどうか、だれかチェックしないと、これどうなるとるんだというのが定期的に行われないと、これ面倒な問題だからとポンとこうなったら、もうそのままになっちゃうわけですよ。

だからやはり担当課、課長さん任せになっているという状態が、果たして本当の事務管理システムなのかということですよ。その点は、今のお答えで大体わかりましたので、今後ぜひ改善に取り組んでいただきたいというふうに思います。

5月26日の全員協議会で、総合計画の基本構想と同基本計画案の中間答申を議題にして、5時間半にわたっていろいろ話し合いがされました。この際、いろいろな問題提起が議員側からなされましたが、これをどのように受けとめていて、今後どう計画に生かしていくのかという点についてお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

いただいた各議員につきましては、一応、私どもの方でメモをしております、それは各課へ配分をして、それぞれの考えを聞いております。

それから、それ以外に住民懇談会等のいろんな意見もありますので、それらもあわせてでございますが、各課で検討しておりますし、審議会へも一応そういった意見を示し、それらの中で主要課題をとらえて議論をしていくということで、まだ会議はその後1回しかしてございませんが、そういったものを議論は進めていくということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

先日、その後に審議会が開かれて、議会の全員協議会での話し合いの内容もお伝えいただいたということなんですが、それについては発言の趣旨が本当にしっかり伝わるように整理されているのかというところが、非常に大事なことだと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

私の方で要点を筆記したつもりでございますが、なかなか真意が伝わっていないということであれば、反省しなければならないと思っております。

ただ、そういったことで今後、審議会の委員とも相談になろうかと思っておりますが、もう一度なり二度、審議会の答申に間に合うにはあと一度かと思っておりますが、議員の皆さんからも意見を伺う場を設けていただけるようなお話でございますので、審議会の皆さんにもお話をし、できれば傍聴等をさせていただければ、そうした中での確かな把握が、審議会の委員としてもできるのではないかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

危惧するのは、議会があって、総合計画の審議会があって、その仲立ちを事務方がしていただいているということになってますから、そのやり方がうまくないと、その要するに審議会対議会みたいなおかしい構図になったら困るわけですね。同じ方向性で審議をして、糸魚川市をどうするかという思いは同じところにあるわけですから、そのところの情報伝達の手段を、やはりしっかりとやっていただきたいと思っております。下手をすると、誤解を生じてしまうと思っております。

次、少子化対策及び子育て支援についていきます。

今ほどの再質問の中でも部長さんの方から、少子化対策に絡めた答弁がありました。私の方で6月議会での一般質問に対する答弁のうち総合計画に盛り込むと答えたもの、これを具体的に取り上げて質問します。

まず、市長さんが新市においても少子化が顕著だということで、いろいろ難しいこともあるけど、少子化に歯どめをかけるべく、今後の新市総合計画に、具体的な施策を反映できるように検討していきたいというふうにあって、その後、福祉事務所長の方から、「新しい施策につきましては総合計画に具体的な施策を考えたい、反映したいということでありまして。」というふうにありました。これについてはその後どのように検討されて、結果、どうなってますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

昨年6月の福祉事務所長の答弁ですので、私が答弁したものであります。

当時としましては、この平成17年度から総合計画を策定するという一応スケジュールになっておりました。したがって、新しい施策についてはできるだけ総合計画の中で、新市全体の中で施策を検討するという形になっておりました。そういうことで、そのような答弁をさせてもらっております。

その後、少子化対策につきましても、実際いろんな検討をしてきました。まいったんですが、先ほど市長の方からも答弁しましたように、少子化対策、それから少子化対策の基本となります子育て支援の施策ですけども、合併してみたら旧1市2町の形態なり、そういうものが全く違っったということで、その辺の各地域の実態把握なり調整をしてるということ。

それから今後の方向については、それらの旧1市2町のそれぞれの地域性なり特徴を把握した上で、その上で検討しなきゃならないということと、もう1つは、国がやはり大きな転換期を迎えまして、国の方で少子化対策につきましても施策を打ち出すということになります。そういう点では国と市町村と、それぞれの業務を分担しながらしなきゃならんという点もありまして、今回の総合計画の中間答申の中では、ちょっとまだ具体的なものが一応入っていないというのが実態であります。

ただ、基本計画の中では、それなりの方向性を一応文書化をしてありますので、その辺もまた今後その事業の展開について、実際に事業を出した段階で、また検討したいと思っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

今の施策、新しい施策ということについて質問したんですが、事業を出した段階で検討するんじゃないかとちょっと遅いんじゃないですかね。新しい施策を検討して、事業を出すんだと思うんですけど。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

そのとおりでして、事業の方も内々検討はしてますけども、まだきちんと出すまでには至ってないということですので、ご理解願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

検討中で、今後出てくるということですね。当然、やれるか、やれないかということも含めてですけど、どういう検討をされたかということについても、ぜひ機会をとらえて説明していただきたいと思います。

次に、私も晩婚化のことにちょっと触れました。そして若者の男女の出会いの機会が少ないことが、少子化の一因じゃないかという話で、そこに市がどれだけかかわることができるでしょうかという質問に対して、そういう事業を少子化という観点から考えると必要あるのではないかと。そして、それも総合計画の中で検討したいということでしたが、これについてもその後いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

晩婚化の対策につきましては、総合計画の中では、まだ具体的な検討をされてないというのが実態であります。ただ、市長からも特段の指示がありますので、今、職員で人口減対策の検討のプロジェクトチーム、若手職員で今結成をしております。その中で、具体的にどういうことができるかということについては、検討したいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

今の件はよろしくをお願いします。

もう1点、第3子の保育料免除と、旧青海町で行われてきた事業ですが、これについても合併時と、それから打ち切りの時期との関係で、少なくとも合併時に子供ができる見込みだった人については、そこまで延ばしたらどうかというようなことを含めて、延長できないかということを知りたいわけですが、これについても同じように答えられてますね。その後の検討経過、お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

保育料の問題でございますが、ご承知のように能生地域、青海地域、糸魚川地域のそれぞれの形で進んできたものが、合併いたしましたのでいわゆる経過措置という形の中で、一本化を図るといのが、基本的な考え方でございます。

その中で、今議員のご指摘のありました第3子に対する対応につきましても、今現在、青海地域においては、経過措置の範囲の中で対応させていただいているということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

それは知っとるんですよ、それはわかかって聞いてるわけですね。そういうことで、合併したけど、合併時にもう妊娠して子供が生まれるという人が、その恩恵を受けられないでいくと。そこにちょっと打ち切りの5年間というものに、少し矛盾があるんじゃないかということも含めてという話で私が質問したのに対して、総合計画で検討すると言ったんですよ、ということです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

青海町の第3子以上の保育料の免除の関係ですけれども、検討しないわけでない、検討したんですけども、今、国の方で児童手当の対象者をふやしたり、また、場合によっては児童手当プラスというのがあります。そういう国の方の子育て支援も踏まえた上で、検討させてもらいたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

ということは、国の方針が出たら再検討すると言われたわけですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

子育て支援全体の中で、そのようなものは検討しなきゃならんということで、国の施策が出たら検討しますけれども、実施するとは限りませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

それは決まらん段階で、実施するなんて言えるわけではないんで、しっかりと検討に乗せていただきたいと思ひます。

その6月のときに、私は石川県知事は18歳未満の子供が3人以上いる県内1万9,000世帯にプレミアムパスポートを発行して、商店で見せると代金が安くなるシステムをつくったという話をしました。その後、それにならって上越市が、子育てジョイカード事業というのを、この18年度から始めています。今は協賛企業の募集をしている段階だということですが、このことをご存じだったとしたら、それを知った段階で何か検討をされたかどうか。そこまで知らなかったとしたら、今聞いて、今後こういうことについてどう思われるか、お願ひします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

石川県の例、それから上越市の例、一応内容については概略は承知をいたしておりますが、直ちに糸魚川市でそれをどうするかという部分については、4月以降まだ検討はいたしておりません。

ただ大事なことは、子育て支援として市がどういう財政的な支援をするかというその形、それと少子化対策という位置づけの中で何を進めるかということ。これを一緒にたんにすると、また若干微妙にずれてまいります。その辺も今後、少子化対策の枠組み、子育て支援のあり方、それぞれの中で検討をしていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

他市でこういう事業があって、これは市の費用とすれば事務経費は当然あるでしょうけど、カードを発行するだけで、その値引き分は協賛事業者持ちということですから、本当に官民一体となったすばらしいシステムだと思うんですよ。

糸魚川市で成り立つかどうかについては、検討しなきゃわからないですね。ぜひ検討してくださいよ。こんな情報は、もう前からあるわけですから、いまだにまだ部内で検討されてないというのは、非常にやはり行政手法が不活発だというふうに言われても、しょうがないんじゃないですかね。

今言われた少子化対策と子育て支援というのは重なる部分もありますけど、全く考え方を別にしなきゃいけないところもあると思うんですね。根本的に生んでもらう対策と、それから生まれてから支援していく対策というふうに分けたときに、子供たちをふやさなきゃいけないという観点では、これはあくまでも生活保障ではないですよ。だからこの2つのシステムには、所得制限がないはずですよ。

ですから今の総合計画の中でも、子育て支援は上がっているけど、少子化対策は上がってないというのは、非常に手落ちなんですね。やっぱり少子化対策の観点で、しっかり対応してもらいたいと思います。

次に、須沢のモデル地区の話へ移ります。

子育て支援として行って、モデル地区としてやっていくわけですが、今、須沢児童クラブ室、これは仮称だということですが、これについて地元といろいろ協議をされていると思いますが、現在の問題点は何があるんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

放課後児童クラブの取り組みにつきましては、いわゆる学校を中心に学童保育という形で、4カ所開設をしております。須沢でモデル事業として取り組んだ意味合いは、それとは違う形、いわゆる地域が主体となって、子供たちの居場所をつくるという観点での検討を重ねていただいたというふうに理解をしております。

その中で問題になったのは、まず場所の問題です。空き教室を使うわけではございません。須沢の中でということでございますので、公民館が候補に上がったわけでありましたが、公民館は独自の活動の場であるということから、占用するわけにいかないという中で、若干地区の中で少し古い施設ですが、空いている場所があると。それを使う方向を今検討されているというので、場所については方向が出ました。

もう1点、隘路になったのは、地域が主体となって運営する場合に、もしものことがあった場合に、その責任をどうするのかという問題も1つございました。それについてはまだ検討を重ねておりますが、いずれにしても糸魚川市が運営主体になって委託をするという形をとれば、それほど問

題ではないのかなというふうに思っております。

それで今現在の状況をお伝えをいたしますが、地域の皆さん方が、いわゆる4カ所ある学童保育の形式をとるのか、それとも本当に地域主体で子供の居場所をつくるのか、その2つの中でどちらが一番地域の中で望ましいか、あるいは可能であるかということについて、なお地域主体になってもう少し検討をさせてもらいたいというふうな段階にきております。2つの手法については、情報提供を差し上げてありますので、地域の皆さん方が具体的にどう検討されるかという状況が、今の状況であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

今の話で私の聞いている話とちょっと違うのは、あくまでも糸魚川市は、地域が設置者になれという話で今進んでいる。そこで何かあったときのじゃあ責任主体はどこになるのかというところで、大きく地域としてはつまずき感を持っているわけですが、今所長が言われたお話ですと、その点も解決するような話なんです、その辺はしっかりと地域と話ができていっているんでしょうかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

その話の中で地域の皆さん方がもう1つ、なかなか実施が大変だと思っておられるのは、地域が主体であるというからには、いろんな意味で地域の皆さん方が、その運営にかかわっていただかなければならない、スタッフの問題等もございます。その辺のところも、1つの隘路になっているのかなというふうに思っております。

ただ、運営主体を明確にして、糸魚川市が委託をするかという点については、もう少し地域の方とお話をさせてもらいたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

今スタッフの問題がありましたが、スタッフについては、どのようにお考えなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

スタッフにつきましては、いわゆる県の補助の形に準じまして、市の方で職員を配置する場合と、もう1つは、さらにもうちょっと自由な形、地域が本当に主体になる場合には、地域の中からボランティアの方が出ていただくという形。まだ若干、そこのところは幅があるかというふうに思っておりますが、それについても地域の皆さん方が、今自主的に検討されておる中で、今後、私らも



かかわっていききたいなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

今のところ平成19年4月から開きたいという意向だというふうに聞いているんですが、それで間違いはないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

地域の皆さん方が、そういった児童クラブの開設に強い熱意を持っておられます。またその必要性も理解をいたしております。できるものであれば、なるべく早く対応を整えてスタートするべきだというふうに考えて、対応をいたしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

それにしたら、決まっていないことが随分多いんじゃないかなと思うわけです。今のスタッフの問題にしても、おおよそは腹の内は市から2人派遣して、その人間で運営していくというつもりになっているんだと思うんですけど、地元の感覚は、やはり初めてのことなんですよ、経験がないわけですよ。それで地元が主体になって運営することにも、非常に不安を抱えています。しかし事業としては、どうしてもやってほしい事業だということで、この間の田沢幼稚園と田沢小学校から取ったアンケート調査でも意向調査書でも、はっきりその辺は出てるというふうに読み取れるわけですが、やはり地域主体の形をとりたいというのはわかるんですけど、その初めてのことに、例えば設置主体となれば主体的な責任が生じてくる。特に、よその子供を預かるということについて、やはり用心深くなるのは当たり前なことなんですけど、もう少し指導力を発揮して前へ進めて、地域住民が早く楽しみに待てるような状況をつくってもらいたいと思うんですが、それはいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

こちらの方といたしましても、地域の皆さん方の熱意、要望があるわけでありますので、先ほどお話いたしましたように、何とか進めたいという気持ちで対応しておりまして、先般の会議の中でも、最終的には地域主体は非常に難しければ、今まで4つ開設をしましりました県補助による学童保育の形、それも1つの選択肢としてご検討いただきたいと。ただ、その場合に県の補助で今まで4カ所開設をしておりますが、最低10名の利用者があることというのが条件でございます。それをクリアできる状況にあるかどうか、そのことも含めて十分ご検討いただきたいと。

確かにアンケートはとっていただきまして、10名を超える十数名の数字をいただいておりますが、これも若干アンケートのとり方もあるんでしょうけども、再度その辺も十分意向を把握をしていただきたいと、確認をしていただきたいというようなお話をさせていただきまして、どちらにしても、何らかの形で子育て支援の形をつくりたいという気持ちで、対応させていただいております。  
〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

アンケート結果で言いますと、私が見ると10人は確実に集まるんじゃないかと思うんですが、所長さんはこれより減るということで、非常に慎重な発言を地元でもされているそうです。

やはりその辺で地元は、本当にやってくれるんだろうかという思いを持つわけですよ。市はやはり住民に何かすべて押しつけてきているというような感覚を持ってしまいうんですね。

市民参画は本当に大きなテーマです。これからの糸魚川市政にとって大変重要なテーマだと思えますが、特に、これは私の考えですけど、青海地域は住民サービスがある程度行き届いていただけない、行政依存傾向はちょっと強いかもしれません。そういう中で、いきなり地元主導で事業を行えと言われても、まして大切なよその子供を預かる事業ですから、これは難しいわけですよ。ですからスムーズに子育て支援事業に入っていけるような折衷案を市が持って、最終的にそこからどういう形にもっていくのか。

須沢モデルみたいな形ができるのであればそこを目指して、とりあえず住民が自分たちの責任の範囲の中で市とかかわり合って、その市民参画の度合いも、やはり今の須沢の実情に合った形を模索して、それで事業を始めるといようなことから、市民参画意識をどんどん育てていくということも大事な側面なんじゃないでしょうか。

市民協働、市民参画はよく言われます。僕も非常に大事だと思いますが、ですがこれは非常に難しいんですね。よほどやはり行政側がPRをしていかなきゃいけない。市長さんのその思いを住民に伝えていかなければ、なかなか思想が形になってはあらわれないということだと思います。

ですから須沢の今のモデル地区の問題なんかは本当にいい例で、ここから学び取れることも逆にあるんじゃないですかね。その市民参画ということについて糸魚川市が本気でやっていくためには、やはりこういう段階を踏まなきゃ無理なんだということが、逆にそこから読み取れるということもあると思います。

今積極的に、前向きに取り組んでいただくということですので、その時期をなるべく早くしていただいて、市民のやる気をまた醸成するような形で、よろしく願いいたしたいと思います。

私の一般質問を終わります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、伊藤議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

関連質問なしと認めます。

2時5分まで休憩といたします。

午後1時54分 休憩

午後2時05分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔2番 保坂 悟君登壇〕

2番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発言通告書に基づき1回目の質問を行います。

1、図書館サービスの充実について。

- (1) 障害者サービスについて、現状はどのようになっているか、今後どのような取り組みを考えているか。
- (2) 障害者用の資料（図書・雑誌等）移送サービスの導入について、どのように考えているか。また、一般向けの郵送サービスの導入は考えているか。
- (3) 対面朗読などの図書館ボランティアの協力体制は、どのようになっているか。
- (4) 開館日の拡大に取り組む考えはあるか。
- (5) ホームページをもっとわかりやすくつくりかえるべきと思うが、どのように考えているか。

以上、5点についてお伺いします。

2、子育て支援と幼児、児童教育について。

- (1) 保育園、幼稚園について、旧糸魚川、能生、青海の3地域で、異なった形態の運営がされており、保育園の入園基準見直しを求めてきたものとして、本年10月よりスタートされる認定こども園に大きな期待をしております。本市としての取り組み方針をお聞かせいただきたい。
- (2) 幼保一元化に当たり、福祉事務所と教育委員会とで少子化の進行度、地理的なバランスや効率的な職員配置、利用料の設定等の研究、検討をするプロジェクトチームが必要と考えるが、本市の取り組みをお聞かせいただきたい。
- (3) 子供のインフルエンザ予防接種の一部助成について検討をされているか、お聞かせいただきたい。
- (4) 昨年4月より、発達障害者支援法が施行されておりますが、本市の現状と取り組みをお聞かせいただきたい。

3、ジェネリック（後発）薬品に周知について。

- (1) 本年4月より、一部ジェネリック薬品が導入されています。コマーシャルでごらんになっ

た方もいると思います。先発薬品と成分が同じで、価格が安いのが魅力であります。市民の医療費削減に効果があると思います。

そこで、当市の医療機関に対し、積極的に行政から働きかけをしていかなければならないと考えます。また、市民に対してもジェネリック薬品を医療機関で求めるよう働きかけをすべきと思いますが、当市としてはどのようにお考えかお聞かせいただきたい。

#### 4、地区公民館の役割について。

(1) 地域審議会で審議されておりますが、つながりとコミュニティを重んじられている市長の考える公民館像をお聞かせいただきたい。

(2) 公民館は、生涯学習の場として提供されております。しかし、現状では地域の拠点、行政事務の出先機関、福祉事業（介護予防・子育て支援等）の拠点として役割を果たしてあります。法的には教育委員会の所管ですが、今後、住民ニーズにこたえていくことを考えると、市長部局に置くことが機能の充実につながると思いますが、お考えをお聞かせいただきたい。

以上、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

保坂 悟議員のご質問にお答えいたします。

1番目の図書サービスにつきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、2番目の子育て支援と、幼児、児童教育についてお答えいたします。

1点目の認定こども園についての取り組み方針についてであります。笠原議員の質問にお答えしたとおり、国の指針並びに具体的な県の認定基準が示されていないことから、それらを踏まえた上で今後の検討課題であると考えております。

2点目のプロジェクトチームの提案についてであります。保育行政のあり方全般について多くの課題があることから、プロジェクトチームとするかどうかは別といたしましても、今後、庁内関係部署で十分検討してまいりたいと考えております。

3点目のインフルエンザの予防接種につきましては、予防接種法で定められた対象者に対して予防接種を行っております。子供の予防接種に対しては、助成は現在のところ考えておりません。

4点目の発達障害者支援法に基づく取り組みにつきましては、まず、障害者の早期発見、早期治療が基本でありますことから、子供の健康診査においては十分留意して、発達障害の疑いがある場合には適切な支援を行うために、継続的な指導を行うよう努めております。

県でも今年度、発達障害者の支援拠点として、発達障害者支援センターを設置する予定としておりますことから、同センターと連携をした支援を行ってまいりたいと考えております。

3番目のジェネリック薬品につきましてはご指摘のとおり、患者負担の軽減や医療費削減につながるものと思われませんが、医薬品の処方医師から患者になされるものであります。したがって、ジェネリック薬品の使用は基本的には市民が医師や薬剤師に相談してもらうことが、第一であると考えております。

4番目の地区公民館の役割についてであります。まず1点目の私の考える公民館像につきましては、社会教育法第20条で公民館の目的が示されておりますので、これを実現、推進していくことだと考えております。

2点目の公民館の市長部局の所管につきましては、先ほども申し上げたとおり生涯学習の場として社会教育法で目的などが規定されておりますので、教育委員会部局から市長部局への所管がえをするつもりはございません。

しかしながら議員のおっしゃるとおり、地区公民館が地域コミュニティセンター化しているのが現状であります。今後、地域審議会や各関係団体等と話し合いを行い、地区公民館を地区コミュニティセンターとした場合、市長部局に置いて所掌し、多様化する市民ニーズにこたえてまいりたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願ひいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

保坂議員の図書館に関する質問についてお答えをさせていただきます。

1点目の障害者サービスの現状についてでございますが、施設サービスでは、3館とも玄関スロープ、自動ドア、エレベーター、身障者用トイレを整備しております。来館者用に、また車いすも備えつけております。

また、図書館資料としましては、弱視者、高齢者向けの大活字本を収集し、提供しているところでございます。今後も大活字本の収集とPRに努めるとともに、録音図書として朗読テープやCDを購入し資料の充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、ご要望がありますれば図書館ネットワークより、他館より希望する資料を取り寄せることもできますので、あわせてPRしてまいります。

2点目の郵送サービスの導入についてですが、福祉関係者、あるいはそれぞれの団体と連携しながらニーズの把握に努めまして、県内他市の状況も考慮をしながら実施に向けた検討をしてまいりたい、このように考えております。

また、一般向けの郵送サービスについては、実施の考えはございません。

3点目の対面朗読などの図書館ボランティアの協力体制についてですが、現在、対面朗読の需要がどれだけあるのか把握をいたしておりません。また、専用の部屋などの施設面とボランティアの協力体制も必要なことから、今後はボランティアの方々と連携、協力し、実施の必要性と可能性について検討してまいりたいと考えております。

4点目の開館日の拡大についてですが、昨年3月の市町合併時から祝日開館、平日の時間延長とサービスの拡大に努めているところでございます。現状の体制の中では、これ以上の開館日拡大は考えておりません。また、館内の定期清掃や設備点検の上からも、休館日は必要なものと考えております。

5点目のホームページをもっとわかりやすくということですが、常に必要な情報を掲載できるよ

うに努めてまいっておりますが、より使いやすく、わかりやすく、満足されるように努力してまいりたいと考えております。

また、障害者サービスの取り組みにつきましては、従来不足している面がございますので、今後サービスの充実にあわせて適切に掲載してまいりたいと、このように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

それでは認定こども園について、まだいろんなさまざまな基準が出てないということですが、国がこういう認定こども園を考えるには、それなりのニーズがあって出てきているという認識から、私は必要という立場で質問させていただきたいと思います。

糸魚川市総合計画前期基本計画案の中間答申の中で、子育て環境整備の中に保育園運営の効率化、活性化を図るため、幼保一元化や子育て支援に関する複合的な施設の導入、市営保育園の民営化などについて調査研究を進めるとあります。まさに、これに当たるとしております。

認定こども園の施設形態は笠原議員にお答えになっておりました4つの項目がございます。旧糸魚川、能生、青海の違った形態を、このどれかに当てはめていくことで、すべてを同じに統一する必要はないと思いますが、これに当てはめれば問題解決すると思うんですが、市民から強く望まれていることが2点あります。

まず、1点目は、児童福祉法の39条、保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児、または幼児を保育することを目的とする施設とするとあり、仕事をしていない専業主婦の場合は、保育所に子供を預けることができないこと。2つ目は、幼稚園に預かっていただく時間が短いので延長してほしいこと、この2点が大きな課題であります。

認定こども園にすれば、この課題が克服できるというふうに私は考えておまして、そういった観点からも積極的な導入を図っていただきたいというふうに考えるんですが、ご見解をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

認定こども園についてのご質問ですが、これにつきましては議員お話がありましたように、どういう背景があって考えられたものか、何を目指しているのかということ、よく確認をすることが必要であるというふうに思っております。

議員ご指摘のように認定こども園、特に都会におきまして保育の待機者が大勢おると、待機者解消のための1つの策であるということと、幼稚園が子育て支援機能が弱い、いわゆる長時間預からないということから、幼稚園にもそういう子育て支援機能を持たせたいというのが、一番の背景にあるのかなというふうに理解をいたしております。

基本的に国の方も、認定こども園にいずれ収れんされていくべきだという考え方ではなくて、地域の実情によって第3の選択肢ができたというふうな考え方であります。幼稚園、保育園、それぞ

れのよさがあるわけでありますので、それによって直ちに認定こども園に、向かわなければならないということではないというふうに考えております。

その中で、この地域におきましても、青海地域の幼稚園におきましては子育て支援機能という面では、時間を長くしておる体制が整っておりますし、また、能生地域におきましても民間ではありますが、十分な保育の体制をとっておる。糸魚川地域におきましても、公立におきましても早朝、延長の体制をとっておるということから、直ちに認定こども園に、向かわなければならないという状況ではないというふうに認識をしております。

ただ、今後の検討の中で、先ほど申し上げましたように、国の指針、県の基準等がこれから示されますので、それについては十分内容を踏まえて、検討しなければならないというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

私も青海で取り組まれている幼稚園のスタイルというのは、1つの理想的な形かなというふうにとらえております。先ほども言いましたとおり、保育に専業主婦とかの方が預けられないという意味で、認定保育を取ることによってそういう方も利用できる。また、今、核家族化が進んでおる中で、そういった子供たちの共同生活と言いますか、そういう時間帯を提供するという意味では、非常に価値がある方法だと思っています。

くどいようですが、何も市全部が認定こども園にして、同じような形でやらなきゃいけないというふうには考えておりませんので、今言った専業主婦の方であっても保育園に預けられる体制を、市として取り組んでいくんだというふうな考え方を、お示しいただければなと思って聞いておるんですけども、その辺いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

保育に欠けるという状況がない、いわゆる専業主婦の方の子どもをどのようにお預かりをするかということにつきましては、今の認可保育所の中では、それは当然できないわけではありますが、その部分につきましては、民間の幼稚園等もございます。そういった中で、対応していけるのではないかなというふうに思っておりますが、いずれにしても認定こども園については、金輪際検討しないということではございませんので、その実態、情報収集しながら、地域に必要なものであれば、もちろん検討しなければならないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

先ほどもちょっと説明があったんですけど、今後の流れとして職員の配置などの具体的な認定基

準は、国が定める指針をもとに都道府県が条例で決定され、都道府県知事が認定を行うことになっております。地域の実情をどれだけ踏まえて、どう認定こども園を整備し運用するか、都道府県の動向が非常に注目されております。

そこで、本市としても早急にさっき言ったニーズの把握をした上で骨格を定めて、逆に県に働きかけをしていただいて、本市にとって都合のいい認定こども園の基準というものをつくっていただくような、そういう働きかけを考えておるかどうか、お聞かせいただきたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

実態の把握ということですが、いわゆる幼稚園、保育園に入っている子供たちの状況につきましては、一応データを確認をさせていただいておりますが、例えば3歳、4歳、5歳の子供たちを見た場合に、その年齢の子供たちのうち保育所から幼稚園まで含めて、何らかの施設に入っておられる方がどれだけおるかということ。それを見ますと3歳児では95.9%、約96%の方がどちらかの施設に入っておられる。4歳につきましては、100%、5歳については99.7%ということで、いわゆる保育に欠ける状況でなくて、専業の方で預けられなくて家におる方というのは、非常に少ないという状況でございます。これは全市、糸魚川地域、能生地域、青海地域、総合計での話であります。少なくとも3歳児以上については、ほとんどの方が保育園、幼稚園、いずれかに預けておるといった状況が、数字の上では見て取れるというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

数字的には、そういうふうにおっしゃられるんですけども、私がよくお聞きするのは、少ない人数の方であるんですけども、ニーズにマッチしないことで本当に困ってるという人の声のことでありまして、確かに数字的に見ればそうかもしれません。ただ、現に困っている方のニーズも把握していくと、またそれにどういった形で対応していくのかというのが、行政の役割かなというふうに私は考えているので、検討をしていただきたいと思います。

それと、あと認定こども園の利用料金等も、基本的には認定こども園が決定することになっているようなんですが、もし当市で認定こども園が実施されるようであれば、料金設定についても低料金になるような働きかけを、ぜひともお願いしたいと思いますし、また、難しい質問になるんですけども、保育料全般にかかわることなんですけども、何とか安くしていただきたいという声、やはり保護者の方からよく聞かれるんですけども、この料金に関して軽減化していく考えはございませんでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）



すみません。今の質問、ちょっと把握があれだったんですが、いわゆる今現行の保育園等の料金に関するお話でありますれば、今現在も軽減措置を行っておりますし、3つの地域の料金の統一化を経過措置を踏まえながら進めておるということは、既にお話をしたことでございます。

もし認定こども園の料金についてのご質問でありますれば、今後、認定こども園というものが、糸魚川市でどういう形で出てくるのかということにもよりますが、その料金は基本的に施設で設定をするということになっておる。そこが認可保育所と違うところではありますが、その料金設定についても、自治体の方でチェックをするようなことも定められておりますので、十分配慮しながら、対応していかなければならないというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

ちょっとくどくなるんですけども、これまでの保育園の入園基準について、条件を満たせずに子供が預けられなかったり、定員が空くのを待っていただいたり、地元ではなく離れた保育園に預けるようにしていたりと、さまざまな課題があったというふうに私は認識しております。これからはそういったことがないようにということで、この認定こども園の利用をお願いしとるんですけども。

子供の成長過程で、集団生活の重要性が高まっております。核家族で専業主婦の場合、子供を預けることがないことは、育児ノイローゼの要因になっているとも言われております。男性の育児参加意識が、まだまだ乏しいとも言われております。就学前の子供教育の重要性が高まっていることへの対応が必要であり、そういった意味で、今回の認定こども園が、特効薬になるのではないかと  
+  
いうふうに私は思っております、目に見える形でこども園に対しての取り組みをしていただきたいのですが、再度よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

繰り返しになるかもしれませんが、認定こども園については、まだ明確な基準等が示されておりません。それともう一つは、いわゆる保育に欠ける状況でないお母さん方が、何とかして子供を預かる形をつくりたいという、その状況につきましては、議員ご指摘のとおり私も把握と言いますか、了解をいたしておりますが、そういう方々についても今現在、民間の幼稚園というものがあるわけ  
+  
でございますので、その幼稚園自体も、いわゆる延長をしながら子育て機能を拡充をされると。認定こども園にならなくても、そういう対応をしているという状況の中であれば、何らかの選択肢が提供されておるのかなというふうに理解をしております。

ただ、再度のご提言でございますので、認定こども園についても情報収集をしながら、十分検討していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

ぜひとも今の状態で十分だと思わずに、検討をよろしく願います。

それでは(2)ですね、福祉事務所と教育委員会のプロジェクトチームという形で表現させてもらったんですけども、今後さっきの計画案の中にもあるんですが、幼保一元化に向けて現実的な対応を第一に検討していただきたいんですが、今後、共働き世帯が、さらに増加していくことが考えられます。そういった中で、放課後児童の対策が必要になってくると思います。

そこで学童保育と、文部科学省で行っている地域子ども教室推進事業ですかね、学校の取り組み、要は福祉と教育の縦分けではなく、子供の育成という観点で一体化をしていくべきと私は考えております。目的と役割が異なるという理由で、全国学童保育連絡協議会からは、今、私の言った考えに関しては反対の動きも出ておりますが、今後、国や県でも一体化の方向で動きが出てくると思いますので、そういった一本化への研究を進め、国でモデル事業とかが提案された場合には、ぜひ手を挙げていただきたいなど。

もっと言ってしまえば本市独自でも、この福祉と教育を連携させた事業をしていただきたいというふうに考えるんですが、その辺、市長、教育長、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

今議員ご質問にもありましたように、福祉事務所の方から答弁がありましたが、市内の学童保育という形で取り組んでいるわけですが、教育委員会の方でも確かに文部科学省は、新しい放課後児童に対する制度というものを、今打ち出そうとしております。ただ、一応今、私ども教育委員会といたしましては、やはり児童生徒につきましては、一元的にはまず家庭が生育を担う第一義の当事者であると。続きまして、やはりその次にその地域で児童、生徒を担っていただきたい。その上さらに必要な場合には、行政なりが何らかの支援が必要なのかもしれませんが、やはり私どもとしましては、地域でその子供を育てていただきたいということで、また子供たち相互の連携というのともありますし、帰宅してから子供同士での、その地域の中でのふれあいというものもあるかと思えます。そういったことで、健全な児童生徒の育みというものを、ただいま考えているところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

今、地域での取り組みに期待しているご答弁をいただいたんですけども、いわゆる一昔であれば外で遊ぶとか、私も小さいとき全然年齢の違う人と、ソフトボールとかも夕方やっとなんですけども、最近はどうしてもなかなか外に出て行くのが危険だとか、いろんな心配事を保護者の方はされるわけですね。そういった中で、またその放課後の学童保育、新たにまた教育の場面であったりというのが、重要になってくるんだろうというふうに考えておりますので、そういった面で、地域に任せるといった言い方ではなく、またその保育の面から、または教育の面から、市民の子供たちに

バックアップをしていく。そういった取り組みが必要であるというふうに考えて、質問させてもらったんですが、そういったことも含めてあえて。同じご答弁になるでしょうかね、ぜひお答えいただきたいなと思いますが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

やはり児童生徒の教育は、学校における教育でしたら、これは制度的なものがあるかと思えますけども、やはり放課後、これは学校の範囲は、あくまでも学校外は含まないわけでありまして、その中で教育委員会が制度的なものをそこに運用していくというのは、いかがなものかと思えますので、ご答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

なかなか教育機関としては難しいというふうなご答弁でした。

続きまして、子供のインフルエンザの予防接種について、これは私も旧糸魚川市議会の中で、2回ほど一般質問で取り上げさせていただいたんですが、なぜ私、今回あえて質問させていただいたかと言いますと、長崎県の佐世保市では、今年度から小学校6年生までの子供を対象に、インフルエンザ予防接種の助成事業を始めております。

助成の内容というのは、1回の予防接種で個人負担が1,000円までとし、それ以上の差額を市が負担するというもので、2回目以降の接種まで同助成の対象となり、市では助成対象を1万5,000人を見込んでいるという新聞記事を見たからであります。他市でこういった取り組みは、財政上いろいろあるかと思うんですけども、こういった取り組みをしていると。

この1つの例で、じゃあ即、糸魚川に当てはめて考えるのは無理かと言われるかもしれませんが、少なくとも市民のためにこういったことを取り組んでいる自治体がある以上、糸魚川市としては、ただ法的によって無理だ、だめだと言うんでなく、しっかりとした検討を重ねていただきたいという思いで、ぜひもう一度ご答弁をいただければと思いますが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

先ほど市長が答弁したとおりでございますが、インフルエンザの子供の予防接種についても、かつては予防接種法の対象にされていた年代もありましたけれども、平成6年の予防接種法の改正で、児童の接種率が高くても、インフルエンザの流行の抑制などが判断できるデータに至らないということをもって、予防接種法の対象から除かれております。そういう経過がありますので任意ということになった、法律から除かれたものについて助成することにつきましては慎重にということで、いろんな情報を集めておりますけれども、まだまだそういう段階でございます。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

国の方針はわかっただけですけども、ただ、国という意味では厚生労働省の見解では、予防の基本は流行前にワクチン接種を受けることで、インフルエンザにかかった場合の重症化防止の方法として有効であると、こういう見解もされております。予防接種を受けることでインフルエンザになることが少なくなり、その結果、その家族が医療費の増大を予防することができるのと同時に、育児世代の経済的負担の軽減になるというふうに、私はそういうふうに解釈しておるものですから、ただ単にお金をばらまくと言うか、そういう意味で言ってるんじゃないで、医療費のこととか、またインフルエンザが蔓延すれば、みんな大変な思いになるわけですから、そういったところからも真剣に研究、検討と言うか、していただきたいと思うんですが、再度いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

経過は先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、日々いろんな状況がありますし、子育て支援等のいろんな状況もあります。ですから研究、検討を重ねていくことは、常日ごろからやっていかなきゃならない、これは言うまでもありません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

ぜひともその研究を押し進めていただきたいと、お願いしておきます。

次、(4)の発達障害の方についてお尋ねいたします。

私、いろいろなところからお話聞いている中で、小学校における特殊学級の先生方は、大変ご努力されているというふうにお伺いしております。非常に保護者の方からも感謝されるところというふうに通って、非常にありがたいなというふうに思っております。

発達障害のある児童が学校から帰宅したときに、家庭の事情によるんですけども、安心できる居場所のない子供たちがおります。また、夏休み等の長期にわたり家にいる場合、面倒を見てあげられない保護者の方がおられる場合なんですけども、そういった場合、当市としてはどういった取り組みをされているのか、お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

障害をお持ちの小学生の放課後児童の対応のご質問というふうになりますが、それにつきまして

は、今現在まだ十分な体制は整えられておりませんが、先ほどお話をしてまいりました自立支援法の中の地域生活支援事業の中に障害児の対応、障害児タイムケア事業でありますとか、そういった放課後の対応が位置づけられております。そのことにつきましては、今後十分な対応をとっていかなきゃいけないということで、今現在、検討をしているところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

今ほど検討という言葉があったんですけども、現実困っておられる方がおるということは、認識していただきたいというふうに思います。

次に、この発達障害ということで、いわゆるADHDとかLDとかということになるんですけども、周囲の無理解によって、保護者が大変辛い思いをしてるといってお話を伺いました。

具体的には、ある方が障害のある子供にかかる金があるのなら、別のところに使えるというような発言をし、お金をむだに使っているという意味で、保護者本人に対して発言されたそうでありませぬ。このことにより、その言われた保護者の方は精神的に追い詰められ、子供を学校へ行かせることをためらってしまうほど落ち込んだというふうに聞いております。ただでさえ辛い思いをされて、頑張っている子育てをしている方に対して、このような暴言を許すわけにはいかない。また、嫌がらせ等に対して、警察に相談されたそうなんです、事件として取り上げられないということでした。

市民に対して、発達障害に対する正しい認識を持っていただく機会を、たくさんつくらなければならぬというふうに私は考えるのですが、この点、こういった取り組みをされるのか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

お答えいたします。

昨年度の1月に、糸魚川市の特別支援教育相談支援体制をつくりました。これによって、まず学校の中で、または保育園、保育所で気になる子供がいましたら、糸魚川市の学校教育課のコーディネーターの方に連絡する。これによってひすいの里分校、または県の委嘱を受けた専門相談員、それから福祉事務所、健康増進課、それから上越教育事務所、その他関係機関で相談を受ける。どういう形で相談をするかというのは、ケース・バイ・ケースによりますが、十分な面談をして理解をしていただくと。

もちろん学校の子供たちに対しても、いろんな子供たちがいるんだということの理解は進めているところなんです。校内委員会というのを立ち上げまして、そこで特に細かな対応を図っておるところであります。現在、学校から3件、保護者1件、関係機関1件から相談を受けて、きめ細かな対応をとっているところです。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

非常に心ない言葉を受けた保護者、子供のことを考えても本当に切なくなるんですけども、ぜひ健全者と言うか、一般の市民に関しても、そういった働きかけをぜひ行っていただきたいなというふうに思います。

発達障害に関しては、もう皆さんもご存じのとおりかと思えます。16人に1人の割合でいるというふうに報告されております。ここ数年では、決して特別なことではなくなってきておりますが、一昔は母原病とかと言われて、すべて母親に責任が押しつけられてきた不幸な経緯がございます。しかし、まだまだ一般的に理解されるところまでには至っておりません。保護者に対して学校、もしくは保育園等とともに地域の方の理解や協力がないと、保護者が孤立化してってしまうという現状がございます。精神的に追い詰められた保護者というのが、いわゆる今度は虐待の方に発展していくというデータがあります。そういった例が、全国的には時折事件として表面化しておりますが、こういった状況から市としての取り組みと言いますか、こういった孤立化させないような施策と言いますか、そういった点を、取り組み状況を教えていただきたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

お答えします。

先ほども申し上げましたが、特別支援教育研修というのを、今、保育園、それから幼稚園、保育所、小中学校、関係機関の皆さんで研修をしておりますが、これらも広く紹介して、正しい認識を得てもらおうかなと、こういうふうに思っております。

実際、LDとかADHDは、医師の診断がないと認められるわけにはいきませんので、非常にその扱いが難しくなっております。私たちも研修をして、より子供の理解を深めていきたいと、こう思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

あえて2回目に同じ関連の質問をしたのは、教育機関ではそうなんだろうけども、広く一般に対してという意味で、具体的な取り組みがあればと思って伺いたんで、ぜひともその点もよろしく願いいたします。

今回のこの発達障害を持ったお子さんがいる保護者の皆さんで、今現在、糸魚川でネットワークみたいなものがつくられていれば、教えていただきたいですし、もしそういうものがないのであれば、個人情報という難しい問題があるんですけども、そのデータを持っている行政が中心となって、そういったネットワークづくりをして、今言った孤立化を防ぐような対策をしていただきたいんですが、現状はどのようになっているんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

お答えします。

過去に、スクリーニングという検査があったんですけども、それはまだ正確ではないということで、そこどまりになっておりました。現在やっぱりネットワークについては、学校教育課では把握はしていません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

就学前の乳幼児の対応としましては、福祉のサイドではささゆり教室という組織を持っております。その中で言葉や身体の発達に心配のある子供さんの対応、それとその保護者を対象とした場面づくりをいたしております。その中でお母さん方が情報交換をしながらネットワークをつくるということで、「くれよんの会」というような組織もあるということで、ささゆり教室の中では、そういうネットワークづくりに近い形ができ上がってきているというふうに理解をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

そういった場所に行ける方というか、そういう意識を持った方はいいんですけども、私が聞きたいのは、そういう表面に明確に出せない保護者といいますか、言えない方たち、そういった方たちに対しての対応とかが、ネットワークによってフォローされてるのかなというふうに、その辺がちょっとわからなかったのでお聞きしたんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

こちらの方で、そういうお子さんをお持ちの方々を把握をされるといいですか、やはりそういう施設においでいただくという場面の中からネットワークができ上がるわけで、そういうところにおいでにならない方を、どういうふうにネットワークの中に組み込むかというのは、なかなか難しいことではありますが、今後の課題かなというふうに考えております。

施設においでに来る中というふうに申し上げましたが、保健師の活動、家庭訪問等の中で、そういう方々との接点があるということで、それも1つネットワークのきっかけかなというふうに理解をいたしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

まさに、いわゆる家庭訪問ですね。そういった中で、その家庭の状況なり、また本人からの声なりというものを吸い上げて、なかなか表面に押し出していけない方に関しては、ほかにもこうやって頑張ってる方がおられるんだという紹介をしてあげたりとか、とにかく閉じこもっていかない、孤立化させないという、そういった責務は行政の方にあると思うんで、今言った訪問相談みたいな形をぜひ充実させて、していただきたいなというふうに思います。

次に、今、ひすいの里分校が市の中心地ということで、旧糸魚川市の中に設置されておるんですけども、この児童生徒の受け入れを能生、青海の方からすると、距離が遠くて利用しづらいという声があります。確かに人数は少ないかもしれませんが、今後、必要に応じて能生とか青海に設置をしていく考えがあるでしょうか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

現在、そのような計画は持ち合わせておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

今現在、考えはないということですが、必要に応じて検討もしていただきたいなというふうに思います。

次に、地区公民館の方の質問をさせていただきます。

今回、糸魚川市の総合計画前期基本計画中間答申の中で、生涯学習体制整備の推進体制の充実というところがございまして、「市民ニーズに的確に対応した生涯学習の推進を図るため、地区単位に生涯学習推進体制の整備を努める。また、地区公民館の組織運営形態の統一を図るため、コミュニティセンターの機能とあわせ、地区公民館の組織運営について見直しを図り、生涯学習活動と地域コミュニティ団体と連携した活動をする」とあります。

これはあくまでも案でございまして、そういった形で答申の中であったもので、そういったものを踏まえて、この地区公民館の組織運営形態の統一については、行政としては何を主眼にして統一されようとされているのか。さきの教育機関というのはわかるんですけども、公民館をコミュニティ化に向けた主眼というものを何に置いて検討されているのか、お聞かせいただきたいといます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

お答えいたします。



先ほど市長の答弁の中にあっただけで、今、公民館単位で、この公民館単位というのは、長い歴史の中で培われたコミュニティ化したひとつの公民館という意味合いですが、この中で何を主眼というのは、やっぱりコミュニティの醸成、形成ということを主眼にしてやっていきたい。前段、1番目の中で議員の方から、公民館の理想像というようなことだったものですから、これは公民館というお答えの中では、答弁としてはそう言わざるを得ないということでありました。あくまでも議員のおっしゃるとおり、地域コミュニティの形成というところで公民館をとってあげて、重しと言いますか、その部分を違った向きのところへもっていき、地域のコミュニティを、一層地域の皆さんが活動しやすいような形の館にしていってほしいという考えでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

私のちょっと質問の形態が悪かったかなと、今ちょっと反省しておりますけれども、今のご答弁で、今回合併をして公民館に対して今いろいろ審議されていると思うんですけれども、今、市としては何もじゃあ全部、どの公民館も同じ形態にしようというふうにはとらえてなくて、地域の実情を踏まえた形での公民館運営というか、コミュニティ運営というふうに考えてよろしいのでしょうか。それとも、もう公民館の運営はこうだというふうにがちがちに固めて考えているのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

お答えいたします。

したがって、各地区のそういった旧と言いますか、今の公民館単位のエリアでは、いろんな考え方があると思います。実際の活動についても多岐にわたる活動をしておりますので、一律的なこうあってほしい、こうならなきゃならないというような意味合いでは考えておりませんで、その地域の実情に合ったコミュニティの形成をしていただけるような、そんな方向へもってまいりたいと、そういうことでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

正直に言って、そういった回答をいただけたらと思ってなかったんで、いろいろ準備してきたんですけども、まさに本当にその地域の方たちに喜んでいただけるスタイルというものを、構築していただきたいなというふうに思っておりますのでぜひ慎重に、多少時間はかかってもいいと思うので、慎重な取り組みをお願いしたいなというふうに思います。

では続きまして、図書館サービスの充実についてお尋ねさせていただきます。

一番聞きたかったことは、郵送サービスについてであります。障害者のために録音図書、点字図

書、大活字本などの郵送サービスを行っている自治体がかなりございまして、当市においても実施に向けて、先ほど検討していただくというふうなお答えをいただいたんですけども、やはり外出が困難な方の利便性を図ることはもちろんですし、合併して広い面積になったこと。また、高齢化により独居世帯の増加が近い将来見込めるといふ観測と、あと常に家族が本人にかわって図書館に行けるということも、なかなか難しい状況になるのではないかとといった観点から、図書館利用の促進という面も含めて、ぜひ行っていただきたいなと。もし郵送サービスについて行うふうに検討していくのであれば、当然、障害者とか高齢者の方は無料とかいうふうにさせていただきたいんですけど、もし郵送サービスをするとしたならば、やっぱり有料になってしまうのでしょうか。その辺、答弁しにくいと思いますが、お考えをお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

お答えをいたします。

まず、郵送サービスなんですが、今、障害者、あるいは高齢者というような表現がございましたが、障害者等につきましては、これ郵送の部分については特例がございまして費用がかかってきません、3キロまでということですが。高齢者の場合は、当然今そういうものがございませぬのでかかってまいると。この際に、いわゆる図書館というのは、図書館法のもとに設立をされているということで、基本的に無料ということになっております。したがって、県内あるいは県立図書館、あるいは国の国会図書館もすべてそうですが、ネットワークで結ばれていて、その図書館で資料等のものを借りても、すべて無料というふうな形になっております。

したがって、もしそういうところへ拡大をするということになるとしたら、当然無料ということになって、公の負担ということになるわけですから、非常にそのところの費用負担ということが、問題になってくるんだらうというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

今、費用負担という言葉があったんですけど、正直、私としてはそれほど多くの費用は、かからないんじゃないだろうかというふうに思っておりますので、検討をしていただきたいなというふうに思います。

先ほどちょっと答弁があったかと思うんですが、録音図書とか点字図書、大活字本みたいな所蔵点数というのは、これはどのくらいのペースでふやしていくんでしょうか。それともさっきのご答弁があったとおり、ほかの図書館から貸し出しをしていただいて、提供するという方針でずっといいのか、ちょっとその点を確認させてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

お答えいたします。

まず1点、点字の関係なんですが、点字図書というのは日本点字図書館、並びに各県に1つ以上、点字図書館がございますが、これはいわゆる図書館法に基づく図書館ではなくて、厚生労働省の方で厚生援護施設ということになっております。したがって、その点字図書について、あるいは最近、音響関係のものもそこでは取り扱っておりますけども、これは無料で宅配ができる形になっております。したがって、私どもの図書館では点字図書を置いておりませんが、重なる部分ではそういう音響関係のものですね、これについても資料としてはそろえております。

まず、蔵書数なんですが、特に私どもの方では大活字本と言いますか、大きな文字のプリントの本ということですが、現在1,071冊所有をしております。そのうち、ことし利用されたものが208というような実態であります。

なお、全体に占める割合からいいますと、大活字本が0.5%ということをごさいます、非常に少ないもんですから、約3倍ぐらいの1.5%ぐらいということで、今そのウエートをふやしているというようなところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

特に障害を持った方なんですけども、希望する本を今言ったテープにとったりとか、また貸し出しする音訳サービスだとか、読んで聞かせるサービスだとかというのは、さっき答弁があったかと思うんですけども、現状今どういった形になっているのか、現状の状況だけちょっと教えていただきたいんですけども。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

朗読サービス、いわゆる対面というものなんですが、対面朗読と申しておりますけど、これは完全に音の出ないような施設が必要になってまいります。私どもで今この対面朗読関係でもって、糸魚川だけなんですが、市民図書館だけなんですけども「いとよ朗読奉仕会」というのがございまして、ここでは対面朗読はしておりませんで、その元になるいわゆるテープを起す作業を、図書館で行っているのみです。それ以外の朗読サービスというものは、児童等に対する読み聞かせというものはありますが、そういった方への対面朗読というのは、施設的にはちょっとできないような状況になっていると。また、この中でもそういった部屋がないということで、でき上がった品物の中でも少し雑音が入っているというようなことで、苦慮しておるといような状況であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

なぜこういうふうな質問をしてるのかと言いますと、いわゆるさっき言ったホームページの中で紹介というのがなされてないんですね。非常にわからない。障害者の方が利用したくても、ちょっと確認ができないということで、ぜひホームページでも今言った現状でいいと思うんですね、糸魚川の図書館、能生、青海を含めて、今現状こういうサービスを行っているということ、きちんと提示をしてあげていただきたい。

あともう一つお聞かせいただきたいのは、今、図書館に対する朗読奉仕会ですか、それ以外に何か利用者に対して、ボランティアとして何か取り組まれてる団体とかというのはありますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

いとよ朗読奉仕会というのは、今テープを起こすだけの作業だということなんです、2次的にそのテープを、いとよ朗読奉仕会の方々がどういう活動で使っているかということまでは、そんなに大きく使っていないということなんです、詳細の活動については把握をしておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

今ボランティアの方が、こういった活動をしてるか確認したのは、今後、図書館を利用される障害者のためにサービスを提供する側として、ある意味で、ボランティアという形態があるかと思うんですけど、もう一つは、そこに勤めている職員がある程度研修なり、教育なりを受けて、その利用される障害者に対してサービスをしていくという二通りの考えがあるかと思うんですけども、私は正直に言って職員がサービスができればなというふうに考えているんですけど、そういった職員教育とか、そういったサービスを充実させていくとかという考えがあれば、お聞かせいただきたいんですけど。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

お答えいたします。

今のその職員教育ということで、特に対面朗読ということになると、おっしゃるとおり職員でやるうとするならば、職員の教育というものが大事になってまいります。ところが、新潟県内でも完全に1対1ということで、それも相手の方も8時間ずっと聞くというわけにもいきませんので数時間ずつ、1冊の本でも1週間とか2週間かかるということがあるものですから、県内でも今1つの館だけしか行っていないと、その利用もそんなにないというような状況でございます。

したがいまして、前段申し上げたとおり複数の方がそれを聞けるような、いわゆるテープに起こす、CDに起こすそういったもの、あるいは既製でかなり広く出回っている図書等については、も

うで上がったものがございますので、そういったものも今後購入しながら、そういった障害者の方の対応と言いますか、そういった資料をふやしてまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

ぜひ充実させていただきたいなと思います。

次に、開館日の拡大についてなんですけども、ちょっと私が調べてきたんですけど、極端な例でちょっと恐縮なんですけども、先進地の例として鹿児島県の川内市では、川内市民まちづくり公社なるものをつくりまして、市職員が退庁する5時から9時まで公社の職員を派遣し、休日の業務を代行して年中無休というのを実現してるそうです。また、大阪府の羽曳野市では元旦だけ休館で、職員が2交代勤務制で、午前9時から午後9時まで開館していると。これはちょっと2001年の古いデータなんですけども、佐渡の旧両津市が年間の休みが18日間、柏崎市が19日間と健闘しておるんですね。このときのデータで全国平均で74.3日休みということで、糸魚川もその中に入るのかなというふうに思うんですが、この開館日の拡大、先ほど考えとらんとしたんですが、もう少し検討してみる価値があるんじゃないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

結論を申しますと、いましばらくこういう形で、開館日、祝日なんですけど、それから開館時間等をふやしたものですから、様子を見させていただきたいと思っております。

実は合併と同時に、青海が後ろの方で一番長い午後7時ですね、それから10時からだったんですけど、始まりが、始まりの一番早いところと一番遅いところをとってやってるわけなんですけども、ほとんどその時間帯の利用が数年データ的に、本当の貸し借りしか見れないんですが、データはほとんどありません。したがって、まだ浸透してないのかなということで、数年間だけ様子を見ようというようなことで今考えております。そんなところからも、開館時間及び開館日の延長ということについては、少しまだ様子を見た中で検討できるかどうか、課題だなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

利用という面に関しては、先ほどの障害者サービスじゃありませんけども、やっぱりいろんな形のアピールの仕方が、ちょっと苦手なのかなという気はしておりますので、ぜひ今ある現状のサービスは、こういうものがあるんだということを明確にアピールしていただいて、またこの図書館の利用の拡大というのを、図っていただきたいなというふうに思います。

最後のジェネリック薬品でありますけど、これは基本的に市長が答弁されたように、市民の方から

お医者さんの方に申し出て、チェックをしていただいて、後発品を出していただくというのが1つのルールなんですけど、あと市内にはお医者さんの方で善処してくださって、言われなくても安い医薬品を出してるというお医者さんもいるというふうには聞いております。

ただ、なかなかコマーシャルでもやってるんですけど、まだ認識が薄いということで、できましたら行政の方で、そういった認識を高めていただきたい。そういう思いで今回の質問項目に上げたんですけども、そういう周知の中で、広報とかでも紹介とかはできませんでしょうかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

お答え申し上げます。

第一義的には、先ほど市長が答弁で申し上げたとおりでございます。

いずれにしろPRと申しまして、こうしたジェネリック薬品をつくらせている製造販売企業が、医療関係者の信頼を得て使ってもらえるための取り組みというのが、まず基本だろうと思っております。そちらがなくとも、例えば厚生労働省なら、そういう許認可権を持つところの能力をもってしてやれるんでしょうけれども、一自治体でございますので、そういう形では、まずそういう企業が医療関係者の信頼を得るということが、今後の普及に大切なことだと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

行政から紹介していただけないと言うのであれば、この場でちょっと紹介させていただいて、一般質問を終わりたいと思います。

ジェネリック薬品に関しましては、全国的には経済が回復しつつあると言われておりますが、地方はまだまだ景気がよくないという状況です。生活費の中で、1円でも安く医療費を抑えたいというのが市民の感覚であります。今までの薬よりもこのジェネリック薬品ですと、2割から7割の値段で購入できると。ささやかな行為かもしれませんが、医療費の削減につながると。

厚生労働省のねらいとしては医療費の抑制であり、そこで現段階での医療費というのが3兆円だそうです。そのうち薬剤費が6兆円あると言われております。このジェネリックに全部置きかえると1兆円の削減ができるということで、非常に利用者にとっては負担の削減に、全体的ですけどもなるという、私は非常に画期的なものであると思っておりますので、ぜひそういう促進ができないということであれば、また私もアピールしていきたいと思っておりますし、こういったことで1円でも安くしていきたいというふうを考えております。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、保坂議員の質問が終わりました。

3時20分まで休憩といたします。

午後 3 時 0 8 分 休憩

午後 3 時 2 0 分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、猪又好郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。〔20番 猪又好郎君登壇〕

20番（猪又好郎君）

あらかじめ提出してあります質問通告書に基づいて1回目の質問を行います。

1、介護保険について。

今回の第3次介護保険事業計画は、高齢者を取り巻く新たな社会情勢や多様化するニーズに的確に対処し、高齢者が住みなれた地域で、いつまでも安心した生活を送ることができる地域づくりを目指し、新しい高齢者支援の仕組みと施策展開の方向性を具体的にすることを目的として、策定したとされている、文書はまず策定書のとおりであります。

さらに、介護保険事業計画と老人保健計画、老人福祉計画を一体のものとして策定したとされている。よって、以下の質問を行います。

- (1) 基本理念の中の高齢者の尊厳を支える地域社会の中で言われている言葉ですが、地域住民などがその方の自立を支援できるような社会を目指すとするが、どのような地域社会を想定しているのか。
- (2) 地域包括支援センターは1施設で始めたが、将来は幾つの施設にする計画か。
- (3) 地域密着型サービスが新たにできたが、これまで行ってきたサービスと新たなサービスとの分類はどのようになっているか。
- (4) 地域支援事業で介護予防を行うために、特定高齢者の把握と抽出をどのように行うのか。
- (5) 介護保険に携わる労働者の賃金は、何を基準にして定められているか。

2、非核平和都市宣言について。

戦後61年、戦争の悲惨を経験したことのない市民が7割に達している。そしてこの間、外国の兵士を日本人は一人も殺していない。国民も一人も戦火の銃弾で殺されていない平和が続いている。この平和を永久に続けるために、新糸魚川市で非核平和都市宣言を行うつもりはないか。

3、糸魚川海岸の養浜事業について。

旧糸魚川市で行った浚渫土砂投入による養浜事業により、海岸の幅も長さも広がっており効果が出てきている。その後の養浜事業推進について、県との話し合いが行われているかどうか伺いたい。

4、2巡目新潟国体について。

2巡目新潟国体で、糸魚川市の受け入れ準備をどのように行っているか伺いたい。

以上で、1回目の質問を終わります。

訂正させてください。介護保険の(5)で、「介護事業」と言うべきところを「介護保険」と言っ

たようであります、訂正をお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

猪又議員のご質問にお答えいたします。

1 番目のご質問の1 点目でございますが、新しい介護保険計画の大きな柱は、介護予防の重視と地域密着型の視点であります。このことは幾つになっても住みなれた場所で、自立して老後を過ごすことができる社会を目指すもので、地域の人たちがお互いに高齢者をいたわり支え合う、互助の精神でつながった地域社会を築くことであり、このことを基本理念といたしております。

2 点目の地域包括支援センターにつきましては、現在、福祉事務所に1カ所設置しております。今後、運営方法の検討、有資格者の確保、支援センターの事務量などの状況を見ながら、当面、3地域に各1カ所をめどに設置を進めてまいりたいと考えております。

3 点目の地域密着型サービスにつきましては、認知症や介護度が重い人でも、住みなれた自宅や地域で生活ができるように、地域ごとに柔軟な体制でサービスを提供する仕組みです。

従前の同種のサービスとの違いは、小規模であること、複合的であること等の特色を持っております。

4 点目の特定高齢者の把握につきましては、介護予防の必要度が高い人を事業の対象者として選ぶため、地域における保健、医療、福祉などの関係部門と連携を図り、市内の高齢者で生活機能が低下している人を把握する必要があります。具体的には、基本検診による把握が中心になるものと考えています。

5 点目でございますが、市といたしましては介護保険事業を実施しています事業主に対して、従業員の賃金などの雇用条件について指導監督する場にはありません。

2 番目の非核平和都市宣言につきましては、昨年6月に松田議員からも同様のご質問をいただいております。

これまで旧能生町での都市宣言や、旧糸魚川市議会での議会議決の経緯もありますが、今後は市民の皆様の非核平和に対する意識の高まりと合意を得る中で、議会の皆様とともに協議をしながら非核平和都市宣言に向けた取り組みを進めていくことが必要であると考えております。

3 番目の糸魚川海岸の養浜事業につきましては、甲村議員のご質問にもお答えいたしました。効果があつたものと判断いたしております。

押上海岸と同様の事業の実施について県に要望いたしておりますが、事業と養浜材の確保、また関係者のご理解が課題となっており、今後とも県と相談をしながら、可能な事業を検討してまいりたいと考えております。

4 番目の2 巡目新潟国体のご質問につきましては、この後、教育長から答弁をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からも答弁がありますので、よろしくお願ひをいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕



議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

猪又議員の国体に関するご質問にお答えをさせていただきます。

国体の現在までの受け入れの整備状況でございますけれども、現在まで本大会、リハーサル大会の運営経費、競技役員等の編成、競技施設、用具の整備計画、宿泊施設の実態などについて調査を実施してまいりました。施設整備につきましても競技会場となります美山球場、能生球場の整備を進めることとしております。

なお、今月下旬にも共同開催いたします上越市の国体局の職員と、本大会、リハーサル大会の開催準備に向けての日程、費用負担、役割分担など、行政担当としての協議をする予定でおります。

また、市民の皆さんへの周知を図るため、7月の「広報いといがわ」より、国体、ソフトボール等を紹介するコーナーを設ける予定にしております。

ことしの秋に国が、新潟県での国体開催を正式に決定しました後、当市でも各種団体、関係団体の皆さんを構成委員とさせていただきますして実行委員会を設立し、開催への準備をより一層推進してまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

それでは介護保険から入っていきたいと思いますが、特に私が文書を上げてどんな社会かというふうに聞いたのは、第3次介護保険の計画ですね、この中で地域社会で支援をしながら、さらに金を使わないで地域の介護の実態を高めていくと、こういう書き方で書かれているんですが、確かに分析をしてあるように12年から17年にかけて世帯数が伸びている、一般の世帯数は0.7%しか伸びてないと。ところが高齢者のみの世帯が2.8%ふえていると、こういうことが書かれておまして、高齢化社会になってきている地域というふうに見たんですが、この計画そのものが10年先を見越してあるという書き方なんですね。だから3、4、5期の終わりまでが視野に入ってるつくり方だと、こういうふうに理解をしたんですが。

そこで10年後の糸魚川市の介護にかかわることで考えるに必要な資料ということで、いろいろのものを集めて調べてみたんですが、10年後の人口は4万4,000人ぐらいだと、それから高齢化率は37%に入ってる、総世帯数が1万7,000、そのうちの高齢者のみの世帯というのが40%台に入っているんじゃないかと。1戸当たりが2.6人という、これは総合計画か何かのどっちかに載ってたと思うんですが、そういう社会を想定をすると、私のところもそうなんですが、年寄りばかりが住んでいるところで介護のことをやると、助け合おうと、こうは言っても、なかなかそういう社会ができにくいんじゃないか。それをどのような形で考えながらやっているんだろう、計画をつくったんだろうと、こういうことを考えたんです。

私の具体的な経験した例なんですが、私の隣組の家は21件なんですよ。このうち高齢者だけの家というのは7件あるんですよ。寺町の中でも比較的仲のよい隣組だというふうに言われているんです。ですから結構近所の行き来がありまして、どこかの家のだれかが倒れたという話はすぐ入

るんですね。たまたまこの間あったのは、介護の認定を受けてる旦那さん、80歳に近いのかな、奥さんはあんまり健康じゃありません。買い物に行くにもゆっくり歩いてる、こうした家庭だったんですが、たまたま奥さんの方が病気になって入院してしまった。すると旦那さんはショートへ入るしかないんですよね、それでまず入ったんです。幾日かして奥さんが退院してきた。その辺の話は聞いてたんですが、私が用があって行ったら鍵がかかっていた。2回行ったんですけども、2回とも鍵がかかっていた。近所で聞いたら、そんなら多分お父さんのところへ、ショートに入ってるところへ顔を見に行っただんじゃないかということで、私もそれならしょうがないわなと思ったんですが、夜になって親戚の人から電話がかかってきまして、幾ら電話をしても出ないんだと。すまんけども、家へ行って電気がついてるかどうかわてくれんかという話をしたんです。行きましたら電気がついてない、電気がついてませんという話を連絡したら鍵を持って来たわけですね。その親戚の人は、退院したことを知ってるんです。夜になって電気がついてないんで、何かあったんじゃないかというふうに心配をして私に電話をして、今度は鍵を開けたわけです。奥さんは実は腰を打って、もう動けなくなっていた。布団によろやくもぐり込んでいたようですが、そういうことがあったんですね。

私たちは非常に連絡を密にしてるから、意識しなくてもそういう社会なんですけども、鍵がかかっていてわからなかったんですよ。昔だと鍵なんかかけないですよ、「おらんかね」って行くわけですから。そういう社会なら近所との助け合いはできますけれども、こういう鍵をかけたり、ほかから連絡が来ないと家の中がわからない、こういう社会の中で地域で助け合っていく。こういうことが、これから頻繁に起きるんじゃないか。

そういう中で、地域頼みの介護の制度をこれから広げていくと。若い人たちがおるところはいいですけども、これから高齢化社会が世帯の40%もあるようなところで、そういう助け合いができるのかどうか、この辺についてお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

地域の中で支え合いながら、在宅介護の維持をするという方針の中で、今大変深刻なと言いますが、実例をご紹介いただいたわけでありますが、介護保険制度の中で言いますと、基本的には住みなれた地域でもって支え合って、できるだけ生活をしていただきたいというのが基本でございます。

ただ、その中で自立をして、元気なお年寄りでおられるうちはいいわけでありまして、今の例のように、何らかの支援が必要な状態になるという場合、そういう場合に、基本的には介護保険制度の中で、できる限りの支援制度を使っていただくということを基本にしておりますけども、やはりその制度だけでは、どうしても支えきれない部分、盲点と言うとちょっと具合が悪いんですけども、隙間のようなものが時にしてあるかもしれない。そういうものについて民生委員でありますとか、老人クラブでありますとか、いわゆる地域社会の中で支え合っていただきたいと。これが理念の趣旨であります。今のケースも大変お気の毒なケースではあります。やはり緊急通報装置という道具による手法もございまして、地域社会の中で日ごろの連携をとっていただく。その中で、さらに悪い事態になる前に、何らかのそういった対応ができるというのを、ぜひお願いをしたいと。

ただ、そうは言いましても地域密着型、あるいは小規模多機能型ということで、できるだけ介護のスタイルも地域の中に拠点を置くという方向は出ておるわけでありますので、それとの兼ね合いの中で、できる限りの支える体制をつくっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

言われてることはわかるんですが、あまりにも地域密着型というような言葉も出てきますけども、そちらの方に偏り過ぎているんじゃないか。

この第3期の計画を見ても、施設の充実というのはいないんですね。私も10年後、生きてるかどうかわかりませんが、10年後もし介護の対象になって、多分なると思うんですが、そのくらいの年になってきて、糸魚川のまちというのはどうなっているんだろう。特別養護老人ホームがもう1つふえているかな、高齢者が集まっている集合住宅みたいなものが、南寺町にあるようなものができているかなと。そういうふうに考えたら、これは費用は持たないわけですから、それがなかったら、それがなかったらどういうふうに地域で、それこそ在宅介護を受けながらやっていくには、どういう世界が成り立っているんだろうなというふうに考えました。横町の市営住宅、そろそろあれ建てかえだから、あの辺のところはずっと老人専門の住宅になって、集約した住居をつくるのかなと。こういうように考えても、やっぱり足りないような気がするんですね。

そうすると、小規模多機能がいかに機能するかということだと思えます。小規模多機能をちょっと調べてみたんですが、あれは1事業所が登録できるのが25人ですね。通いの人数というのは、その2分の1から15人までなんです。泊まれるのはそのうちの3分の1、最高でも9人だと。こうなると、今400人くらい入所を待っている人がいるわけでしょう。在宅介護もいろいろこれから施策が出るんですけど、そういうものがきちんと行われていないと、今の400人待機している人が、そのまま残ってしまう。もっとこれから団塊の世代の人たちが高齢者になっていくわけですから、もっとふえてくる。いかに小規模多機能を充実をさせて、数を多くするしかないと思うんですね。25人登録するんだったら、少なくとも16ぐらいにならないと400人収容できないわけですね。収容できるというか、在宅でやりながら泊まりも通所もできると、こういうものにしなきゃならないんですけども2つですね、2つしかつくってない。これが10年後には15、16になっていくのかどうか。こういう見通しがあるかどうか、お聞きしたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

小規模多機能型の介護施設のお話でございますが、ご指摘のように人数的には非常に枠のある、まさに小規模なものであります。なおかつ居宅介護でありますので、ショートは含んでおりますが、基本的に入所型ではないということから、議員のお持ちの問題意識からいけば、若干、頼りに足りないというご指摘になろうかというふうに思います。

ただこの施設も、できるだけ元気な老人が、地域の中で住み続けるためにどうするべきかという観点から生まれてきた小規模多機能でありますので、これは1つの形として、今後進めていかなければならないだろうというふうに思っております。

今現在、今回の介護保険事業計画の中では民間の事業者、法人のもの2カ所が一応含まれた計画になっておりますが、この数が今後どういうふうに推移するのかということにつきましては、行政主導ではなくて、民間の介護保険事業者の皆さん方が新規に参入していただくということを、期待をするというところであります。

そういった小規模多機能の整備とあわせて、もう1つは特老の待機者が400人というお話、これ常に話題になる数字ではありますが、美山で30床増床が整いましたけども、その中で本当に特老の対応になる部分というのは、介護度が4とか5という非常に介護度の重い方々であります。そういう方々は、もちろんそうした施設対応が必要になるわけではありますが、基本的には、今後、介護予防活動を重視をしながら介護度が高くないように、そのために何をすればいいのかという部分に力を入れるということと、やはり小規模多機能型が、今後さらに地域の中に本当に根を下ろすことによって、高齢の地域の中を支えていかなければならない。

ただ、議員のご指摘のように新聞等のデータを見ましても、2025年には35%がひとり暮らしになるというようなデータも見ております。そういうものが、今後、介護保険計画の中で本当に地域の中で支えきれぬのかというのは、第4期、5期の介護保険計画の中で、全国的な規模での大きな見直しをしなければならぬ課題かなというふうに思っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

小規模多機能の重要性は承知をされているようでありますが、ただ問題は、例えば16必要だと。これを全部業者任せなんですね。行政として、どの地域にどういうものが必要だと、こういう配置計画がないと、民間任せと言いながら民間にお願いもできないわけでしょう。それは一番もうけやすいところと言えば失礼ですけども、利用率の多いところにいっぱいつくると思うんですね、それは仕事なんですから。そうじゃなくて、山場のこういうところにも必要だ、25人集めたら何とかなるという、そういう地域を指定しながら、こういうところにほしいんだと。業者の皆さんどうですかという、こういう働きかけをやっていくためにも計画は必要だと思うんです。これは釈迦に説法みたいなもんですが、そういう計画をぜひつくってほしい。

それから、先ほどちょっと話をしましたけども、施設の充実をさせるって、これ全く書いてないというのは、これから10年後を見越して、全然やりませんよということじゃないと思うんですよ。施設をどう充実させて、どうしても困っている人はそこに入れてもらう。こういう考え方はあるかないか、お聞きしたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

まず、先ほどのご質問の続きになりますが、施設の整備について市としてしっかり計画を持ち、配置をすべきだというご提言につきましては、介護保険制度のそもそもの成り立ちというのが、いわゆる介護保険の枠組みの中では、民間事業者の方がサービスを提供する。それはある意味で、市場原理の中でサービスの競争をしていただくというのが、1つの基本としてございます。

したがって、小規模多機能、あるいは地域密着型にしましても、市の計画の中に何年までに、どこに何カ所という計画がないのは、介護保険制度の基本的な性格によるものであるということで、ご理解をいただきたいと思えます。

それから2点目の方ですが、施設整備の今後の方向です。それにつきましては、基本的には特老のようなあいった形の施設については、国の方針としましてできるだけ抑えていくと。補助対象等の点でも、今後この地域の中で整備するというのは、非常に難しい状況であります。これは市の方針がそうであるということではなくて、そういった施策の中で、対応を迫られているという点をご理解をいただきたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

言ってることはわかるんですが、不備な点はぜひ上へ上げてやっていただきたいというように、これは要請しておきます。

地域包括支援センターに入ります。将来は3カ所だということですが、18年度、19年度、これ金を盛ってないんですね。20年度から300万円ですか、あるんですよ。この理由は何ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

最初の答弁でお話しましたように、地域包括支援センターは、現在、役所の中に1カ所設置しております。いわゆる直営ということでございます。この直営の形のときには、いわゆる設置にかかる経費はないわけでありますが、今後箇所数をふやす方向の中で、委託の形をとりたいということから、経費を計上させていただいているということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

わかりました。

それで地域包括支援センターの中身なんです、とりあえず1カ所で、相談事は、今あるところの介護関係の支援をするところが相談の部分はやっていただくと、こう書いてあるんですが、いろいろな相談がある。種類で言うと、多分相当な数だと思うんですが、そういう相談事に乗る、その

仕事を片一方ではやりながら、介護予防のケアプランを立てなきゃならんですね。相談時はそっちへ全部任せますと、予防のためのケアプラン、462人おるんですが。もしこれ本格的に始めるようになって、ケアプランをつくりながらいろいろな相談事に乗っていくと。相談事というのは、ただ聞くだけじゃなくて出向いて行って、組織するとか何とかという話もあるんです。そういうものも取り組むようになってはいるんですが、日常業務に追われて、そういう相談事に入っていける体制ができるかどうか、お聞きしたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

地域包括支援センターの業務の中身についてのご質問であります。介護保険計画では462人というような数字が使われておりますが、これ自体は年間の累計でございます。一度にこれだけをこなすということではございません。

ただ、いずれにしても、今後ケアプランの作成業務がふえることは予想しておりますので、今後、地域包括支援センターの内部的には、非常勤のケアマネ等の確保も課題になるというふうに考えております。

それから相談業務でございますが、確かに相談業務も地域包括支援センターの大事な役割でございます。これについては職員の研修等も含めながら、糸魚川の包括支援センターだけではなくて、能生事務所、青海事務所も対応をしていただいておりますし、5カ所の地域介護支援センターについても対応ができるような連携をとりたいということで、研修もする予定にいたしております。

以上のような対応で、地域包括支援センターもスタートしたばかりでございます。今後、業務量を見ながら、対応については拡充をしていかなければいけないというのは、当然検討の中に入れております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

支援センターの開設ですが、これは365日24時間やるというのが基本だと思うんですね。それだけの人員の配置がないわけですから、相談事というのはいつ来るかわからないわけですし、それに対応するというのが基本だと思うんですが、設置場所は今聞きましたけども、開設時間とか、相談内容とかという周知ですね、地域包括支援センターというのは、こういうもんですよというような周知をどのようにやるか、お聞きしたいんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

包括支援センターの対応の形であります。365日24時間の対応が基本であるというお話ですが、そこまでのところは今のところ考えておりません。かつて在宅介護支援センターも、

そういった対応をしておいたわけではありますが、今現在は対応していないと。結局のところ、いわゆる救急医療体制と違いまして、24時間365日の利用の実態がなかなかないということも、背景にはあるというふうに理解をいたしております。

それから周知につきましては、おしらせば、広報等で、包括支援センターの概要についてはお知らせをしておりますし、あとそれ以外の方法としましては、老人会の会合でありますとか、あるいは事業の従事者やケアマネの皆さん方の集まり等の中で、仕組みについてはお話をいたしております。

今後まだまだ十分であるという認識は持っておりませんので、機会をとらえて広報等で周知をさせていただきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

地域密着型サービスに入ります。

新しいサービスなわけですけども、今までも認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設入所者生活介護、これは今まであったと思うんですね。類似してるから、こういう名前でないかもしれませんが。ただ、これに頭の方に「地域密着型」が入ると、変わってくるんですよ。今しゃべった前に、全部地域密着型というのが入るんですね。今まであるのと地域密着型がつくと、どこが違うんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

確かに名前からいくと、今までの名前に「地域密着」をつけたというご指摘、そのとおりであります。ただ違う部分としましては、先ほどのように規模が小規模で、まちの中に点在するというイメージを持った施設でありますので、そう大規模なものではないと。

それからもう1つ、一番違うのは、今の認知症対応型の通所介護、あるいはグループホーム等も、他の市町村からの利用ができたわけではありますが、地域密着型の場合は、他市町村からの利用ができない。まさに地域の方から優先的にお使いをいただくというのが、基本的な考え方というふうに理解をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

小規模多機能型居宅介護で年間336人の利用を見込んでいるんですけども、これを12で割ると29人ぐらいになるんで、年間を通すと336人だと。この数を割り出したのが、政策判断だというふうになっているんですけど、この政策判断って何ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

これにつきましては、あらかじめ小規模多機能型の整備を計画をしておりますというか、予定をしております事業者との話もお伺いしながら、政策判断というより、むしろ事業者の意向を把握をさせていただいたというのが、その背景でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

業者の意向で、利用者は業者の方が知ってるのかもしれませんが、それにしても、こちらがどれぐらいのものが必要だということを、掌握をしていく必要があると思うんです。これにもまた予防がついて、小規模居宅介護というのがあるんですが、これには青海、能生がないんですね。24人あるんですが、全部、糸魚川圏内なんです。糸魚川の圏内でやるということになるんですが、青海と能生がないのはなぜですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

施設の整備、あるいは地理的な配置について、行政の政策的な配慮がないのかという先ほどのご質問とも関係するわけでありますが、基本的に介護サービスを提供する事業者の市場原理の中で、施設が整備をされていくというのが方向でございますので、これにつきましても実際に糸魚川地域には、2業者の整備意向があったというその把握の中で、介護計画の中に見込ませていただいたということでございまして、能生、青海には、そういった意向がなかったということ。

それと介護予防というサービスがついた場合、どこが違うのかにつきましては、基本的に介護予防のサービスについては、要支援1、2の皆さん方の受けるサービスが、提供される場というふうに理解をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

そうしますと、能生と青海には、そういう業者がいなかったということになるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

介護事業の事業者はおりますけども、この小規模多機能の施設整備の意向がなかったということでありまして、これは今後どうなるかという部分までは含んでおりませんので、計画策定段階で把



握をしたという時点でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

そうなると事業者が必要でないと、市も認めないということになるんですが、必要ないということと判断せざるを得なくなるんですが、そうじゃなくてやっぱりきちんと、小規模多機能なら小さな規模でやるわけですからね、業者任せでなくてぜひ市として、どういう配置が必要だということ、研究をしていただきたいというふうをお願いをしまして、次に移ります。

地域支援事業の介護予防で、467人を抽出をするということになってますね。1号被保険者が1万5,500人いるんですよね、この中から467人を選び出す。さっきもちょっと話を聞きましたけれども、それぐらいのところで簡単にできるんでしょうかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

今回の介護保険制度の見直しの中で、いわゆる介護予防に重点を置くというのは、非常に大きなポイントなわけですが、介護予防に重点を置く中でとりわけ大事なものは、この特定高齢者の皆さん方をいかに把握をして、介護予防の事業の中に取り込むかということにあるわけですが、この特定高齢者のいわゆる把握の場面を、どういうふうにか考えるかということについては、実は厚生労働省の方の1つの指針がございまして、基本検診の場面をそういう場面に位置づけるというのがございます。

ただ、現実には基本検診の場面でこれだけの把握が可能かどうか、これは今現在、基本検診を健康増進課の方で実施をいたしております。それに基づいての作業が、これから出てくるわけですが、その実績をもとに、これだけに頼るのではなくて、さまざまな工夫が必要であるというふうに思っております。ただ、今のところ、それではどんな工夫をこれからしなければならぬか、基本検診の結果を見ながら、対応を検討させてもらいたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

一度に聞けばよかったんですが、今の取り組みで費用の面、18年度と19年度はゼロですよ。20年度から金がついているんです。これも18、19年度は、金がなくてもできるということなんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

これも先ほどの地域包括支援センターのお答えと似てくるわけではありますが、18、19は市が直営でということで、いわゆる基本検診をベースにしながら保健師、あるいは職員が対応するということを考えております。

ただ、平成20年度からは、この抽出の作業そのものが、制度の見直しが予定をされておりました、特定高齢者の把握が保健事業の中に組み込まれるという予測の中から、20年度は経費をつけたということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

わかりました。

今度は要支援1、2の方が筋肉トレーニング、これを受けるとする。介護認定があった場合には、1割の負担になりますよね。同じ要支援を受けたけれども、あなたはまだ大丈夫ですと、でも支援に落ちる可能性はある。そういう人たちを選んでトレーニングをやると、こういうことになってますよね。この人たちは今まで老人福祉とか、そっちの方でやってましたよね、これは実際に器械を使うんじゃないでも、筋力トレーニングをやったと思うんです。こういう人たちの金はどうなるのかということと、80歳で健康で介護保険にはもう関係ありませんと。でも、おれは体力をこれ以上落としたいくないんで、そういうところがあるんならやらしてくれと。こう言った場合、3つのケースが成り立つんですが、この費用は全然わからないと言えわからないんですが、介護保険でみる部分と、老人福祉でみる部分と、全く個人が金を出してやらなきゃならんのかどうか。同じ筋トレをやるにしても、これはどうなりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

筋力トレーニングが、介護予防の1つの大きな柱であるということをご指摘のとおりであります。これにつきましても、いわゆる介護保険の給付の対象となる要支援1、2の皆さん方、これは介護保険制度の中で負担をしながらやっていただくと。

それから、先ほどのお話の中で出てきました特定高齢者、介護保険の枠組みには入らないけども、予備軍的な皆さん方、これにつきましては高齢者の筋トレというものにつきましても、市の方で一定の費用を負担をしていただきたいというふうに考えておりますが、まだ負担額については決定をいたしておりません。介護保険の1割負担を見ながら、その額を決めさせていただきたいと。

それから、最後のいわゆる80歳になっても健康なお年寄り、どういう場面で、どういう負担でトレーニングをするのかということですが、これこそこれから私どもが進めなければならない、元気なお年寄りの1つのモデルになるわけではありますが、健康増進と連携をしながら、幾つになっても元気で過ごしていただく、そのための場面づくりというのは、これからの市民健康づくりの計画の中で、いろんな場を設定をしていく計画になろうと思っておりますが、その中で足を運んで、体力づくりを行っていただくというようなことになろうかというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

それから前回も一般質問でやったんですが、要支援1、2で限度額が下がりましたよね、利用する。これ下がったことによって、今まで受けていたサービスが受けられなくなると、そういうことはありませんという話を聞いていたんですが、電動車いすと電動昇降機と言うんですか、これは10月から全額個人負担になりますよという話を聞いたんですが、こういう事実はありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

用具の貸与にかかるご質問というふうに思いますが、確かに要支援1、2の方につきましては、福祉用具の貸与について、若干今までと違う状況になってきている。このこと自体は、国がまさに介護予防を重視をしながら、従来のように言葉が適切かどうかあれですけども、過剰介護にならないようにしたいという意図のあらわれというふうに思っておりますので、具体的には、電動ということとは明記しておりませんが、車いす（付属品を含む）ということがございます。それから特殊寝台でありますとか、床ずれ防止用具。要は介護度の重い方が、使うことが適当だと思われる用具については、介護保険の中の給付対象にはならないと。これは今回の介護保険制度の中の、1つの大きな政策意図でございます。そのことは、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

ただそうすると、基準が落ちたから今までのサービスを受けられなくなると、こういうことはないという答弁があったんですが、これはそうでなかったということですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

どういうあれかちょっと確認できないんですが、限度額が下がったということ自体、その中でおのずと使えるサービスというのは、その限度額の枠の中にはめられていく点では、若干制約があるかというふうに思いますが、ただ今ほど申し上げた福祉用具の貸与、これが使えていたものが使えなくなったということを指して、サービスの低下であるというふうにご指摘をいただきますと、それについては先ほど申し上げたように、今回の介護予防の中の1つの政策でございますので、ご理解をいただきたいと言うしかないというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

ただそれは使っている人たちにすれば、介護保険も払ってますと、保険料を払ってます。今までは使わせてもらったのに、国の方で基準を勝手に下げただけじゃないかと。今まで使ってた分を使えなくなるというので、それだけ不自由な生活をするわけですよ。あなたが今まで乗ってたのが、間違いだという話をするんなら別ですよ。これはどうなんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

私の立場ではなかなか申し上げにくいことではありますが、国の示した判断の中では、要支援1、2の皆さん方は、こういう用具を使わなくて済む方々だという、基本的な認識があるんだろうというふうに思っておりますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

理解はできないですよ。去年とことして基準が変わりました。これだけで、あんたが使っていた電動いす、それがあるとすごく便利だった、買い物にも行ける。それをあなたは基準を満たしてないで使うのをやめてくださいと、歩いて行きなさいと、こういう話につながるんですよ。それともう一つは、前回の答弁が間違っていたということになるんですか。

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午後4時09分 休憩

午後4時10分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

新しい介護保険制度の中に入っても、サービスの低下をきたさないということを答弁をしたというご指摘でございますが、答弁した側としましては、制度の中身はこうなるということ把握をしながら、現実にこのことを抜かしては、サービスそのものは低下しないというような答弁であったというふうに思いますので、ただ、説明が不十分であったという点につきましては、ひとつご了解

をいただきたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

議事録を精査してもらえばわかると思うんですが、間違いとは言えんでしょうから。

ただ問題になるのは、今まで使っていたものが使えなくなると、実際に不自由になるわけでしょう。その人がそれを使ったために介護度が進んだと、これもそういうことはございませんという話してたんですよ。これも議事録を見てくればわかると思うんですが、それを理由にして介護度が悪くなっているということはないですよと、こういう話を聞いているんですよ、ここで。ですから、もしこれからそれが使えないんだったら具体的個々に、それを市で面倒をみる、そういうつもりはありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

具体的に、そういった使えなくてももうやっていけないというような事例があるのかどうか、また情報をいただきたいと思いますが。

ただ、同じ答弁の繰り返しで恐縮ですが、介護予防というものに重点を置いた介護保険制度の見直しの中で、国が早くから1つの改革の中に上げておいたのは、やはり介護保険に頼り過ぎている部分があるのではないかということの見直しを進めておいたことはご承知かと思いますが、その結果が、要支援1、2の方については、こういった道具はお使いをいただかないという方針を国が出しとるわけでありますから、そのことに市として独自の措置をした場合、対応した場合に、国の政策意図を骨抜きにするということにもなりかねませんので、若干難しいのかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

しつこいようですが、例えば介護度1の人が特別養護老人ホームに入ってた。あんたの点数はここまでいって落ちたら要支援になりますよと。要支援は入れないわけでしょう、入ってる人は出て行けということになるんですよ。同じ話なんですよ。多分、私は前に質問したときは、この例を出したと思うんですが、点数が下がったら入る資格がなくなる、だから使うな。こうはならんでしょうというお話をしたら、なりませんという話を聞いたんです。

ですからこれから後、申請をしたときに、それはだめですよと、これならわかります、まだ。今使っているやつを、やめろという話はないと思うんです。それをやるんだったら市で別な意味での援助をすべきだと、こういうふうに思いますが、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

この貸与品の新しい制度への以降が、10月1日以降だということのひとつのあれは、今お使いになっている方々もいわゆる移行期間と言いますが、経過期間ということで、10月1日までになったというふうに説明としては聞いております。そのことについて10月以降のことをにらみながら、なるべく自立した方向に移行をしていただきたいということであるというふうに思います。

ただ、その具体的な形については、今後、十分事業者の方の対応等もありますけども、要は、その道具がなければやっていけない方から、はぎ取るというような場面は考えておりませんので、ひとつよろしく願いをしたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

無理やりやらないと言うんなら、それはそれでいいですけど、これだけのところで線を引きました。それを使ってたものはだめになりますという話だけは、絶対ないようにしていただきたい。これは要望じゃないですが、ぜひそうしていただきたいということです。

あと2巡目国体の方に入ります。

今度、国体が新潟県で2009年にやる。そのためにここは糸魚川の会場がソフトボール男子の会場になる。だから一生懸命盛り上げるといっただけじゃなくて、国体に出る強化選手といいますが、そういう人たちがたくさんいるわけでしょう。そういう人たちの地域だとか、出身母体だとか、母校だとか、そういうところにもこういう選手がいるんですよと、だから新潟国体を盛り上げましょうやと、こういう話とあわせてソフトボールがここに来るんですよと。そういう市を挙げた取り組みを早くやるべきだと思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

そのとおりだと思っております。これから広報等で、そういった部分についてやっていきたいことは先ほど申し上げたとおりなんですが、そんなものを使いながら、盛り上げてまいりたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

それでソフトボールの方に入るんですが、実は姫川の防水訓練ですか、あれのときに姫川グラウンドが多分駐車場になって、その後、直してもらわなきゃ、もっと盛土をせんきゃならんと。そのときには、あのグラウンドがもう少しよくなるんじゃないですかと、石やらがいっぱいあるとこじ

やなくてというように期待してたんですが、実際あそこは使わなかったわけですよ。

演習をやった大きな広場を、新しくグラウンドがもう1つぐらいできるんじゃないかというふうに、期待的にこっちも受け取ったんですが、これからソフトボールを、国体を成功させるためには今、審判員と記録員、これの育成に一生懸命なんです。これは実際に試合に出ないとだめなんで、今までは上越へ行ったり、長岡へ行ったりして訓練しているんです。糸魚川へそういう試合を誘致したい。ところが、あのグラウンドでは県大会だってできないよというくらい言われているので、グラウンドの整備はどうなっていますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

お答えいたします。

確かに、そういう議員がおっしゃるとおりの計画でございました。水防演習の跡地と言いますか、水防演習をするために今使っているグラウンド面を駐車場にしたいと。それでその後、国土交通省側でそれを直すということで予算の際には、そういった改修費用については盛らなかったと。国土交通省にやっていただくということであったわけですが、先般、たまたま跡地の要望に高田の方へ伺った折に、非常に所長としては糸魚川市に失礼なことを言ったと。使っておられるグラウンドを駐車場にするなんて、とんでもないことだということで、下の方に駐車場をつくって、シャトルバスで送迎することに切りかえたというようなことになってしまったもんですから、非常にうれしいのか、悲しいのか、ちょっとあれなんです。途中でそういう形で、私ども聞いてた話とすりかわってしまったというのが現状でございまして、大変申しわけないんですが、予算の上から申し上げますと、そういったことの動きであったもんですから、予算措置そのものが今現在のところないというような状況でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

審判と記録員がいないと国体誘致ができないんですよね。今まだ国体の審判ができる1級審判が1人もいないんですよ、これからつくらなきゃならん。そのためには公式試合を誘致したい、こういうふうに考えてますので、ぜひグラウンドの整備はよろしく願いをしたいと思います。

非核平和都市宣言に入ります。

非常に前向きに答えていただきましたので、ぜひお願いをしたいと思います。今、議会決議なり宣言を出しているのは10市あります。これからぜひ宣言をしていただきたいんですが、来年の6月議会に宣言をしていただいて、こういう取り組みをやりたいんだと。こういう質問をしたいと思うんですが、市長どうですかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

合併をいたしまして、やはり以前から取り組んでおられるところ、そしてまたそういったように情勢が整いつつあるところとか、いろいろ感覚が違うんですが、新市になりましてその辺を、これは非核平和都市宣言だけではなくて、いろんなものが今あるわけございまして、その辺も見据えた中で、まとめていきたいなと考えておる次第でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

ぜひそれをお急ぎいただきたいということを期待をします。

最後に、養浜事業ですが、私の頭の中をコピーをとられたようで、甲村議員は全部、私が質問したいことを言ってくれましたので、別に言うことはないんですが、ぜひこの事業は継続をした事業だというふうにご認識をいただいて、取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、猪又議員の質問が終わりました。

本日はこれにてとどめ、延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時21分 延会



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+